

第二次千曲市総合計画

基本計画

目次

第1章 千曲の魅力で創生する賑わいと活力あるまち

- 1-1 交流を活発にする都市空間を整備する【都市基盤】……………1
- 1-2 連携による千曲市産業の基盤をつくる【産業連携】……………7
- 1-3 多様な産業群のイノベーション(革新・刷新)による産業の活性化を図る【産業振興】…12
- 1-4 訪れたいまちを育てる【観光交流】……………17
- 1-5 安定した雇用を創出する【雇用】……………22
- 1-6 住んでみたい、住み続けたいまちをつくる【移住・定住】……………25

第2章 安心して子育てができ、のびやかに育ち学べるまち

- 2-1 「千曲っ子」を元気に生み育てられる環境をつくる【子育て】……………28
- 2-2 子どもがのびやかに育ち、生きる力を育む環境をつくる【教育】……………33
- 2-3 学びや芸術・スポーツを通じ、人と地域の魅力を高める【生涯学習スポーツ文化芸術】…38
- 2-4 個性と能力を発揮できる男女共同参画社会をつくる【男女共同参画】……………43
- 2-5 国際性の豊かな人とまちをつくる【多文化共生】……………46
- 2-6 人を大切にし、差別のないまちをつくる【人権・平和】……………49

第3章 支え合い、だれもが健康で活躍するまち

- 3-1 とともに支え合う地域としくみを育てる【地域福祉】……………52
- 3-2 健康な心や体を市民自らがつくる気持ち育てる【健康づくり】……………55
- 3-3 いつでも適切な医療を受けられる体制をつくる【保健・医療】……………58
- 3-4 高齢者が生きがいを持って暮らせる環境をつくる【高齢者福祉】……………60
- 3-5 障がい者の自立をみんなで支えるしくみをつくる【障がい者福祉】……………64
- 3-6 安定した生活を送れるまちをつくる【生活支援】……………67

第4章 災害に強く、安全で心穏やかに暮らせるまち

- 4-1 安全で安心な暮らしを確保する【安全・安心】……………70
- 4-2 花や緑があふれる潤いのあるまちをつくる【公園・緑地】……………75
- 4-3 きれいな水の循環を保つ【上下水道】……………78
- 4-4 「もったいない」の心を大切にする循環型社会をつくる【ごみ処理】……………81
- 4-5 地球環境の保全を意識した社会をつくる【地球環境保全】……………84

第5章 輝かしい歴史文化や美しい自然を未来に継ぐまち

- 5-1 輝かしい歴史・文化的遺産を守り、未来に継ぐ【歴史・文化財】……………88
- 5-2 ふるさとの自然に溶け込み、親しみ守る【自然との共生】……………92
- 5-3 景観の美しいまちをつくる【景観形成】……………95

5-4 郷土料理を伝えていく【食文化】	98
5-5 伝統行事や民話などを楽しみ、次代に伝承する【伝統文化】	100

第6章 協働で創る、市民主体の住みたい住み続けたいまち

6-1 市民と行政が協働する地域社会をつくる【市民協働・市民交流】	102
6-2 将来にわたり持続可能な行財政運営を進める【行政経営】	106
6-3 近隣広域行政圏、国・県との連携を進める【広域行政】	109
6-4 ICTを活用し、いつでもどこでも快適に情報の入手・発信ができる環境をつくる 【情報コミュニケーション】	112

第1章 千曲の魅力で創生する賑わいと活力あるまち

地方における人口減少や地域経済の縮小が懸念される中、自主財源の涵養は、豊かな市民生活の実現や健全な行財政運営に欠くことができないものであり、そのためには、快適な都市空間の形成と産業経済基盤の確立が重要です。

このため、本市の強みである「輝かしい歴史文化」や「高速交通網の集積する優位性」などを活かす北陸新幹線新駅の設置をはじめ、大型商業施設誘致や企業立地を促進するとともに、幹線道路の整備や鉄道・循環バスなど公共交通体系の整備・充実を図り、計画的な都市基盤の整備を進めます。また、商工・観光・農業など市民生活を支える多様な産業の振興・連携による地域ブランドの展開や中心市街地の活性化、生産性の高い安定した雇用の創出などを進めます。さらに、本市の魅力を市内外に浸透させ、市外に転出した若い世代が本市に戻り定住する、あるいは市外からの移住を促すとともに、プロスポーツとの連携等により交流人口の増加を図るなど、人が賑わい、活力がみなぎるまちづくりを進めます。

1-1 【都市基盤】交流を活発にする都市空間を整備する

人口減少や地域経済縮小の克服に向け、新幹線新駅や新たなスマートインターチェンジの設置に取り組み、広域交流拠点（ゲートシティ）としての機能強化を図るなど、計画的で調和のとれた土地利用を促進し、良好な都市基盤を整備します。また、姨捨スマートインターチェンジのフル規格化や新国道18号バイパスなど幹線交通網の整備を促進するとともに、しなの鉄道や循環バスの利便性の向上など公共交通の充実を図ります。

【a 現状と課題】

- ・懸念される人口減少や地域経済縮小の克服に向けて、新幹線新駅や新たなスマートインターチェンジを設置し、交通の要衝という特性を活かす広域交流拠点（ゲートシティ）としての機能強化を図ることが望まれています。
- ・社会経済情勢の変化に加え人口減少が懸念される中、持続可能な都市経営に向け、土地利用の調整がより重要になっています。「国土利用計画（千曲市計画）」や「都市計画マスタープラン」「立地適正化計画」に基づき、土地利用の調整や用途地域の見直しを行う必要があります。
- ・都市づくりを進めるうえで、土地区画整理事業や市街地再開発事業の調査・研究とともに、積極的な取組が望まれています。
- ・都市計画道路など幹線道路の計画的、効率的な整備を進める必要があります。
- ・快適な都市環境の形成に重要な役割を果たす上下水道は、計画的な管渠などの耐震化が大きな課題となっています。
- ・既存建物の老朽化や家族構成の変化などから、居住の用に供されない空き家等が増加し、

倒壊の危険性の増大、公衆衛生の悪化、景観の阻害などへの対応が求められています。

- ・増加する高齢者等交通弱者の日常生活の移動手段を確保するうえで、地域にふさわしい効率的かつ利便性の高い公共交通が求められています。

【b 達成方針実現の姿】

- ・新幹線新駅の設置、スマートインターチェンジの充実・新設とともに、利便性、機動性に優れた道路網が整備され、社会・経済活動が活発化しています。
- ・計画的な土地利用により、都市拠点を中心に各地域拠点を公共交通で結ぶ多極ネットワーク型の適正かつ秩序ある都市形成がされています。
- ・都市施設（公園・緑地・下水道）、交通安全施設が整備され、空き家の活用や除去が進み、人に優しく安全で快適な都市に人々が生活しています。
- ・地域にふさわしい公共交通が充実し、高齢者等交通弱者の日常生活の移動手段が確保されています。
- ・地域間や都市間交流が活発化し、人が賑わっています。

【d 施策の基本方針】

- 新幹線新駅の設置やスマートインターチェンジの新設、姨捨スマートインターチェンジのフル規格化に向けた取組を進め、高速交通網の有効活用を図ります。
- 「国土利用計画（千曲市計画）」などに沿った計画的な土地利用に努め、多極ネットワーク型の都市づくりを進めます。
- 都市施設の整備、空き家対策の推進や広域的な幹線道路網の整備など、安全で安心な安らぎのある快適空間の確保に努めます。
- 鉄路との接続を考慮したり、運行ルートの変更などにより効率的な循環バスの運行ができるよう見直しを進め、公共交通の利便性の向上を図ります。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・土地利用計画に沿った開発に努める。
- ・都市計画提案制度を活用するなど、まちづくりに積極的に参加する。
- ・道路・土地区画整理などの事業を理解し、協力する。
- ・周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適切な管理に努める。
- ・自主的に境界を確定し地籍調査事業を主体的に進める。

- ・公共交通機関を積極的に利用する。
- ・道路や公園など公共施設の維持・管理活動に参加する。

◎市（行政）

- ・高速交通網の有効活用に向け、関係機関、関係者の理解・協力を得る。
- ・土地利用計画に沿った誘導を進める。
- ・「国土利用計画」や「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」に基づき、適正な土地利用を図り、必要に応じて用途地域の見直しを行う。
- ・計画的な道路網整備の推進を図る。
- ・自然環境や地域資源に配慮した事業を推進する。
- ・「空き家等対策計画」を策定し、必要な空き家対策を進める。
- ・地籍調査事業を推進する。

【f 施策の項目・内容】

1-1-1 時代に対応した土地利用を図る★

(1) 計画的な土地利用の推進

- 「国土利用計画（千曲市計画）」などに沿った計画的な土地利用を図ります。
- 「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」に基づき、農業振興地域整備計画などと整合した用途地域の見直しを行うなど適正な土地利用を図りつつ、多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりを推進します。（総合戦略4-2①）
- 「立地適正化計画」に基づく市街地再開発事業や土地区画整理事業に取り組みます。（総合戦略4-2②）

(2) 時代に対応した広域交流・産業機能の導入（総合戦略4-2①）

- 新幹線新駅周辺エリアの広域交流拠点（ゲートシティ）としての機能強化を図ります。
- 高速交通網を有効活用した産業経済基盤の形成に向け、新たな開発計画を策定します。

1-1-2 高速交通網を有効に活用する★

(1) 新幹線新駅設置の促進（総合戦略4-1①）

- 平成34年度北陸新幹線敦賀駅開業にあわせた新幹線新駅の設置を目指します。

(2) スマートインターチェンジの新設促進と機能強化（総合戦略4-1②）

- 上信越自動車道へのスマートインターチェンジの新設促進を図ります。
- 姨捨スマートインターチェンジの24時間運用も含め、フル規格化の実現に向けた取組を推進します。
- 更埴インターチェンジ・更埴ジャンクションの名称変更を働きかけます。

1-1-3 広域的な道路網を整備する★

(1) 広域幹線道路の整備

【国道】

- 新国道18号バイパスの整備を要望します。（総合戦略4-1③）
- 国道403号バイパスの整備を要望します。
- 国道403号の未改良区間の早期整備と歩道設置など、交通安全施設の計画的な整備を要望します。

【県道】

- 国道を補完する県道網の再編を要望します。
- 都市計画道路一重山線、歴史公園線、若宮線の整備を要望します。

- 主要地方道長野上田線の未改良区間の早期整備と歩道設置など、交通安全施設の計画的な整備を要望します。

(2) 幹線道路の整備

- 広域幹線道路と整合した都市計画道路の見直しと整備を進めます。
- 都市計画道路千曲線をはじめとする幹線道路の整備を進めます。

(3) 橋梁の整備

- 橋梁の長寿命化計画に基づき整備を推進します。(総合戦略4-4②)

1-1-4 良好な都市基盤を整備する★

(1) 都市施設の整備

- 上田千曲長野自転車道の整備を県に要望します。
- 公園・緑地などの都市施設の整備を進めます。
- 上下水道の整備、耐震化を推進し、快適な都市環境の整備を進めます。
- 災害時に支障となる電線類の無電柱化などについて調査・検討を進めます。
- 市街地の浸水を防止するため、雨水排水路の整備を進めます。
- 長野電鉄屋代線跡地は、関係機関等と協議調整を進め、有効活用に努めます。

(2) 空き家対策の推進(総合戦略4-2③)

- 空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「空き家等対策計画」を策定し、空き家バンクによる利活用や危険空き家対策などを進めます。

(3) 地籍調査事業の推進

- 地籍調査事業を進めます。

1-1-5 地域公共交通の利便性を向上させる★

(1) 鉄道の利便性向上

- しなの鉄道「戸倉駅」のバリアフリー化や新幹線との接続に配慮したダイヤをしなの鉄道に働きかけ、利便性の向上を図ります。
- JR篠ノ井線「姨捨駅」の活用に向け、周辺整備などを進め、利便性の向上を図ります。

(2) バス等の利便性向上

- 循環バス等のダイヤ・ルートの見直しを継続して行うとともに、公共交通網形成計画を策定し、利便性の向上と効率的な運行を図ります。(総合戦略4-2④)
- 長野電鉄屋代線廃止にともなう代替交通の利便性の向上と効率的な運行に向け、関係機関

との協議を進めます。

- 高速バス停留所の駐車場の環境維持に努め、利用者の快適性の向上を図ります。

1-2【産業連携】連携による千曲市産業の基盤をつくる

本市の恵まれた多彩な地域資源を活用し、新たな産業経済基盤の形成、産業用地の確保や地域ブランドの確立を図ります。また、各産業間の横断的な連携や融合による地域産業の活性化、持続可能な地域経済社会を担うリーディング産業の成長を促し、経済環境の変化に耐えうる産業構造の構築を進めます。

【a 現状と課題】

- ・先端産業や既存企業からの立地要望が高まる中で、新たな産業用地の確保が求められています。
- ・上信越自動車道西側の市街地誘導地区への大型商業施設の誘致など、新たな産業経済基盤の形成へ機運が高まっています。
- ・将来のまちづくりの源泉である産業を元気のあるものにするために、個性ある産業の振興や、各産業が連携し、相乗効果を生み出す総合的な振興策が求められています。
- ・民間活力を高めるため、技術革新や消費者ニーズに対応した創業への支援が求められています。

【b 達成方針実現の姿】

- ・「国土利用計画（千曲市計画）」や「都市計画マスタープラン」に基づき、新たな産業用地の確保や産業経済基盤の形成が図られています。
- ・地域資源を生かした産業集積と「信州千曲ブランド」などの地域ブランドが確立されるとともに、農商工及び観光との連携や積極的な企業誘致などにより新たな産業とビジネスが生まれています。
- ・産学官連携や異種事業者間の連携、創業者の増加により、情報や技術の伝達及び新商品の開発や販路開拓が進み、産業活動が活発に展開されています。

【d 施策の基本方針】

- 交通の要衝地としての特性を活かした産業用地の確保・企業立地や大型商業施設の誘致など、産業や経済活動を支える基盤を整備します。
- 産業間の連携を推進し、ブランド製品や技術を持つ企業・事業所などの創出・育成を図ります。
- 産業振興の連携拠点となる「産業支援センター」機能の充実を図り、他の関係機関とともに、研究開発・技術向上、人材の養成・販路開拓、産学官連携事業の展開などを進めます。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・産学官連携や異種事業者間などへ積極的に参加する。
- ・大学や研究機関などが持つ先端技術などの情報を収集する。
- ・地域資源を活用した新たな産業と新ビジネスの創出に取り組む。

◎市（行政）

- ・産業用地を確保する。
- ・産業間の連携を図り、支援体制の充実とネットワーク化を図る。
- ・大学の「研究課題（研究シーズ）」と企業などの「技術ニーズ」を結びつける調整を行う。
- ・相談や人材育成などの拠点となる産業支援センターの充実を図る。
- ・創業支援事業計画に基づき、地域の創業者を支援する。

【f 施策の項目・内容】

1-2-1 持続的に発展する産業を支える基盤を整備する★

(1) 産業用地の確保と整備

- 「交通の要衝」という地理的優位性を活用し、市街地的土地利用、農業的土地利用、自然的土地利用との調和を図りながら産業用地の確保と整備を進め、企業誘致を推進する体制の整備充実を図ります。

(2) 産業経済基盤の形成（総合戦略4-1①）

- 市街地誘導地区の開発を推進し、都市基盤の整備に努め、大型商業施設等が建設され、まちの賑わいが創出されるよう、より高度な土地利用を目指します。

(3) 緊急事態対策への支援

- 企業が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、重要業務の継続あるいは早期復旧を図っていくための「事業継続計画」（BCP）の策定づくりを支援します。

(4) 働く人への支援

- 勤労者の生活の安定と向上を図ります。
- 安全で働きやすい職場環境の確保を企業などへ働きかけます。

(5) 産業支援体制の整備と連携

- 産業支援センターの整備充実を進め、支援機能の向上を図ります。
- 商工会議所、商工会など産業団体・機関の活動強化と連携による支援を進めます。
- 持続的に発展する産業を支えるため、助成制度・制度融資の充実と利用促進を図ります。

(6) 地方大学等の活用（総合戦略2-4①②）

- 学生対象の企業見学バスツアーの開催や職場体験実習生（インターン）の受入れをする企業のPRと受入れ支援を進めます。
- 大学の「研究課題（研究シーズ）」と企業などの「技術ニーズ」を結びつける調整を行う。
- 大学、短期大学とのパートナーシップ協定による共同研究などを推進し、地域産業の振興を進めます。

1-2-2 地域資源を活かした産業を創る★

(1) 地域ブランド戦略の推進

- 地域内のさまざまな資源を活用し、地域の産品や地域そのものの魅力と付加価値を高めていく地域ブランドの確立への取組を進めます。
- 信州千曲ブランドの認知度向上と高付加価値化（プレミアム化）を促進します。（総合戦

略1-2③)

- 郷土食「おしぼりうどん」の通年食化のほか、粉もん文化など独自の食文化のPRと商品化を促進します。(総合戦略1-2③)
- 工業製品など食品以外の信州千曲ブランドの適用範囲の拡大とPR、地域資源を活用したブランド育成(信州千曲ブランドのPR)を進めます。(総合戦略1-2③)
- 広域によるブランド育成(千曲川地域ブランドフェアの補助と関東圏でのイベント開催)を進めます。(総合戦略1-2③)
- 特産の農産物を活用した食品加工事業者による新商品開発の支援を進めます。(総合戦略1-4②)

(2) 産業連携の推進

- 産業間及び企業間の連携を促し、多様で付加価値の高いビジネスの創出を支援します。
- 産業振興に係る基本条例の制定について、関係団体等との協議を進めます。
- 企業・事業者や大学・研究機関と連携して、「あんず」などの地域固有の資源を活かした新たな産業や商品の創出を支援します。
- 企業・事業者・市民を対象に大学等の最新研究情報を提供することにより、産業育成の支援を行います。
- 産学官の連携や技術アドバイザーの配置により、企業の新技術・新商品の開発や販路開拓の相談、指導を推進します。

(3) 起業・創業支援

- 「産業支援センター」を拠点として、起業・創業などを専門的に支援します。
- 「ちくま創業サポートデスク(ワンストップ相談窓口)」を拠点として、金融機関や大学等の支援機関が連携して、創業者への効果的なサポートを行います。(総合戦略1-2①)

1-2-3 豊かな創造力を身につけた人と高い技術を育てる

(1) 研究開発・技術向上支援

- 「産業支援センター」機能を充実するとともに、空き工場を活用したインキュベーター施設や貸し工場への転換により企業の研究・開発を支援し、大学などの試験研究機関と連携して技術面の向上を図ります。

(2) 産業人材の養成と確保

- 「技術アドバイザーや人材バンク制度の充実を図ります。
- 企業OBが有する技能・技術の活用と伝承を進めるとともに、科学技術やものづくりへの興味と関心を高める風土形成を図ります。
- 大学・技術専門校、試験研究機関と連携を図りながら人材の育成に努めるとともに、郷土出身者や交流市民などの人材ネットワークを構築しUJIターン者の受け入れを進めます。
- 企業・事業者の人材育成を支援します。

(3) 産学官連携事業の推進

- 大学又は公的機関などと連携して、新技術・新製品の開発及び新産業の創出を支援します。

1-3 【産業振興】多様な産業群のイノベーション（革新・刷新）による産業の活性化を図る

農林業、ものづくり産業・商・サービス業などの各産業が、力強い生産活動を発展させていくため、それぞれの分野における技術力や担い手の育成・確保を図るとともに、産業活動のグローバル化や IoT 社会、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の動向などに対応した生産基盤の整備、技術・経営のイノベーション（革新・刷新）を支援します。また、交通基盤の優位性を生かした企業誘致を図るとともに、まちに賑わいをもたらす中心市街地の活性化対策を進めます。

【a 現状と課題】

- ・自給率の向上や農業経営の安定のほか、TPPなど市場環境の変化に対応できる競争力を高める農業が求められています。
- ・農業従事者の高齢化や農林業の担い手不足などにより農地や里山の荒廃化が進んでいます。
- ・製造業の生産拠点の海外移転や海外調達が進む中で、世界をリードする技術力や創造力の維持、革新が求められています。
- ・消費者ニーズや小売・サービス関連産業の形態が大きく変化し、中心市街地では空洞化が進行しています。

【b 達成方針実現の姿】

- ・自らの経営計画に沿い、意欲を持って農林業に打ち込んでいます。
- ・地域ぐるみの営農活動により、多様な担い手が支えられ、農地が有効に活用されています。
- ・地域ので里山が整備され、自然と生活が融け合い、ゆとりと潤いのあるまちとなっています。
- ・市民、農業者及び農業団体、事業者、市が食料・農業・農村について相互に理解、連携し、協働して農業を支えています。
- ・新規出店や起業しやすい条件が整い、産業全体が活気づいています。
- ・公園などの憩いの空間や駐車場などが完備され、高齢者や障がい者に優しい、活気と魅力ある商店街が誕生しています。
- ・地域の魅力が内外に知られ、若者やUターンなどによる定住者が増え、活気あるまちになっています。

【d 施策の基本方針】

- 豊かな自然の恵みを最大限に生かして、農林業の活性化を図るため、多様な担い手や後継者の確保対策を進めます。
- 農業生産基盤・農村環境の整備に努めながら、付加価値の高い地場製品の創造、農業生産の安定化、省力化の実現による生産性の向上など、新たな農業の展開を図ります。
- 成長が期待されている分野などの企業誘致を推進するとともに、既存産業の技術革新や経営力の向上などを支援し、地域産業の活性化を図ります。
- それぞれの中心市街地において個性や魅力を活かす「まちづくり」を進め、ヒトやモノが回遊と滞在を生み出すネットワークを形成し、賑わい創出と活性化を図ります。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・地域ぐるみの営農活動を進める。
- ・地域が一丸となり、里山の保全を行う。
- ・地域発の商品・サービスの研究・開発・情報発信を行う。
- ・事業者自らの創意工夫や自助努力による魅力ある商店街づくりに努める。
- ・地域に関心を持ち、まちづくりへの理解と協力を行う。

◎市（行政）

- ・農業者の意向を把握し、担い手への農地集積や、経営の安定化に向けた支援を行なう。
- ・地域が進める里山整備等に対し助成を行う。
- ・農業委員会などの関係機関と連携し、担い手の育成や幅広い営農支援を行う。
- ・商工業者の利用しやすい助成制度などを拡充する。
- ・企業誘致を図る。
- ・後継者などの人材を育成・支援する。
- ・商工団体、商店街が行う中心市街地の活性化事業を支援する。
- ・空き店舗等の解消を目指し支援する。

1-3-1 農林業を地域でともに支え、振興する★

(1) 農作物の安定的な生産と供給

- 農業者と消費者が食品製造工場を見学するツアー及び商品改良の提案等の意見交換を実施するなど、消費者が安心できる安全な農産物や食品を購入できる環境を整えます。（総合戦略1-4①）
- 学校、家庭、社会教育機関、地域社会等との連携により、給食への地場産農産物の利用拡大や健康的な食生活の推進に努めます。
- 直売所の支援充実に努めるなど、千曲市産の農産物の地域内での流通と消費の促進を図ります。（総合戦略1-4①）

(2) 優良な農地の確保と収益性の高い農業経営の促進

- 規模拡大・経営改善の意欲を持った担い手（効率的・安定的経営体）の育成に努めるとともに、あんず、姨捨の棚田、ワイン用ぶどう、トルコギキョウ栽培などを中心に多様な担い手を確保し、農業の継続と農地の保全を進めます。
- ブランドの構築や6次産業化の推進など、農業の付加価値の創出に努めるとともに、千曲川ワインバレー特区の展開にあわせたワイン用ぶどうによる産地化により収益性の向上を図るなど、農業経営の安定化を支援します。（総合戦略1-4③）

(3) 農地の持つ多面的機能の保全と活用

- 多面的機能を十分に発揮させるため、農地の計画的利用を進めるとともに、農道・用排水路・農業用施設などの農業生産基盤の整備や適切な維持管理を地域と進めるほか、土壌等の環境に配慮した持続可能な農業生産方式の普及に努めます。
- 地域ぐるみの維持管理体制の構築により、遊休農地の解消・拡大防止や鳥獣被害対策を推進するとともに、農業体験交流活動など都市農村交流の創出により、農業・農村の持つ多面的機能の理解促進に努めます。

(4) 林業の振興と森林資源の多面的活用

- 林業労働者育成対策と森林整備を進めます。
- 緑化運動を推進し、市民参加による「市民の森」整備や里山の活用研究などを進めます。
- 自然環境や美観風致の保全に必要な樹木・樹林を、保存樹木として指定します。
- 建築材や暖房用燃料・公共工事資材など、間伐材や県（国）産材利用を進めます。
- 林道・作業道などの整備と治山事業を推進し、山林の保全を進めます。
- 野生動物と共生するため、必要な保護や適切な個体管理を進めます。

1-3-2 高い技術を誇るものづくり産業を振興する★

(1) 産業活性化の推進

- 地域経済の活性化や福祉・医療、環境・エネルギー、ICT産業など成長分野といわれる企業誘致を図ります。
- 実情に即した有効的な立地助成制度の充実及び企業立地に対する指導、相談体制の充実を図ります。(総合戦略1-1①)
- 既存企業にとって受注・販路拡大となる企業とのマッチングを図ります。(総合戦略1-2①)

(2) ものづくり産業の振興

- 「産業支援センター」や「人材バンク」などを活用し、技術、経営等の助言者（アドバイザー）、産学連携先の紹介、斡旋を進めるほか、新製品・サービス開発のための学習機会の提供などを通し、商品開発のレベルアップを図ります。(総合戦略1-2①)
- 産業展や展示会の開催、企業のデータベース化、ホームページの活用などを通して「ものづくり産業」の紹介や取引の拡大を支援します。(総合戦略1-2①)
- 商工会議所・商工会と連携し、中小企業の抱えるあらゆる課題や発展戦略に関する相談指導を充実するとともに、産業連携交流ネットワークづくりを進め、企業力の向上を目指します。
- 地域固有の資源や特性を生かした地場産業の育成を促進し、持続的な地域経済の活性化を図ります。

(3) 事業環境の改善

- 職場環境の改善、新製品・新技術の開発、新産業創出のための事業展開に対し、知的財産権の保護に対する支援を行います。

(4) ICT産業の誘致強化

- 立地環境を選ばない ICT 関連企業事務所の東京圏からの誘致を促進します。また、サテライトオフィスの誘致、在宅ワークの確保と就労者への教育による結びつけ（マッチング）を進めます。(総合戦略 1-1③)

1-3-3 まちに賑わいをもたらす商・サービス業を振興する★

(1) 中心市街地の活性化 (総合戦略4-2②)

- 中心市街地活性化基本計画を推進します。
- 空き店舗をコワーキングスペースなどの集客施設に利用するなど店舗や事業所の再集積を図ります。
- 中心市街地でのイベント継続を推進し、市街地の賑わいを創出します。

(2) 小売商業の振興

- 多様な消費者ニーズに応えるため、魅力ある商店づくりと情報発信などを支援します。
- 意欲ある後継者づくりや創業者育成のため、研修事業や支援制度の充実を図ります。
- 日常的に買い物が困難な高齢者等を顧客とする事業化に向けた取組を支援します。

(3) 物流産業の振興

- 配送センターなどの流通施設が進出しやすい環境整備を進め、立地を推進します。

(4) サービス関連産業の振興

- 地域資源（伝統・文化・自然・産業など）や地域ブランドを生かしたサービス産業の育成を図ります。
- 地域密着型の小規模な企業活動（コミュニティビジネス）をNPO・大学などと連携して支援します。

1-4 【観光交流】訪れたいくなるまちを育てる

観光やビジネス、スポーツ合宿、イベント観戦などで市内を訪れるすべての人に対して、観光事業者のみならず、市民や企業・地域が一丸となって「もてなしの心を持って迎え入れる」意識や体制づくりを進めます。また、あんず・科野の里、姨捨・さらしなの里、戸倉上山田温泉など、千曲市ならではの観光資源を生かし、この地にしかない「科野 さらしなの里 千曲」の魅力を発信することで、滞在型・体験型観光客などの交流人口増を図り、経済的効果を高めます。

【a 現状と課題】

- ・人口減少、少子高齢化にともなう国内旅行需要の長期低迷化が懸念されている中、北陸新幹線の敦賀延伸にあわせ新幹線新駅を設置し、関東方面のみならず北陸、関西方面、さらには海外からの観光客など交流人口増につなげる必要があります。
- ・国内旅行は、団体から個人という旅行形態、旅行に求める価値観・ニーズの多様化や旅行会社を経由しない旅行へと変化しており、このような中でも選ばれる観光地であり続けるためには、観光業者だけでなくその他の事業者、団体、市民の連携が必要になっています。
- ・インターネットが広く普及したことで人の動きが拡大し、外国人が多く訪れるようになり、受入れ環境の整備が求められています。
- ・新たに発足したプロバスケットボールリーグに全国的な関心が高まることが期待され、当市をホームタウンとしている県内唯一のチームとの連携により観光客増につなげることが求められています。

【b 達成方針実現の姿】

- ・観光事業者だけでなく、その他の事業者、団体、市民と連携し、「オール千曲」による「観光地域づくり」が推進されています。
- ・大都市圏や外国からの観光客などが、新幹線新駅周辺を拠点に市内を回遊しています。
- ・外国人観光客が増加するとともに、プロスポーツチームとの連携による新たな観光需要が創造されています。

【d 施策の基本方針】

- 地域内の観光事業に関わるあらゆる個人や団体、事業者との連携を図り、それらの人々が集うプラットフォームとしての機能を有した新たな観光推進組織（千曲市版DMO）により、

オール千曲で「観光地域づくり」を進めます。

- 千曲ブランドの確立、ブランド力の向上を目指し、統一したイメージを作り上げ、広く国内外に向け情報発信します。
- 千曲市ならではの観光資源の磨きあげと、持続的に資源を保全する仕組みを構築し、千曲ブランドの維持・強化を図ります。
- 千曲市固有のブランドを体感できる滞在プログラムの開発・提供を目指します。
- 関東方面、北陸、関西方面、海外からの誘客に向けて、新幹線新駅を核とした広域観光ネットワーク機能の充実を図ります。
- 今後増加が予想される外国人観光客に向けて、自然や歴史、文化、暮らし、食材、温泉文化資源などを活用した魅力的なメニューの開発や受け入れ態勢の強化を図ります。
- 豊かな自然環境を活かした合宿や研修会の誘致、プロスポーツチームと連携したスポーツツーリズムに取り組むことで新たな観光需要の創出に努めます。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・観光推進組織（千曲市版DMO）に積極的に加入する。
- ・情報交換をしながら、同じ方向で「観光地域づくり」に取り組んでいく。
- ・「千曲ブランド」商品の開発と販売を進める。
- ・千曲市ならではの観光資源の磨き上げと保全に努める。
- ・交流を生み出す新たなプログラムの開発や関連性を持たせる仕掛けづくりを進める。
- ・おもてなしの心を醸成する講習会などへ参加し、心温まる接客を行う。
- ・観光イベントの企画や自主的な運営に参加する。

◎市（行政）

- ・観光推進組織（千曲市版DMO）の取組を支援する。
- ・「千曲ブランド」の統一したイメージを国内外に向け情報発信する。
- ・地域との交流プログラムやグリーンツーリズム、エコツーリズムを促進する。
- ・交流を生み出す新たなプログラムの開発や関連性を持たせる仕掛けづくりを支援する。
- ・観光関連施設の整備・充実を図る。
- ・観光イベントを企画・運営する。

【f 施策の項目・内容】

1-4-1 人を迎え、もてなす心とまちを育てる★

(1) 新たな組織による観光推進

- 市内の観光事業に関わるあらゆる個人や団体、事業者が集う新たな観光推進組織（千曲市版DMO）により、来訪のニーズを踏まえたマーケティング、観光品質の向上や利害調整など、経営の視点から地域の観光資源を総合的に取りまとめ、新たな市場の創造を目指します。
（総合戦略2-1③）

(2) 千曲ブランドの確立・維持・強化

- 千曲市でしか味わうことができないもの、手に入りにくいものを開発・販売するとともに、既存商品（信州千曲ブランド・杏都ブランド等）の更なる磨き上げを行い、「商品」としての千曲ブランドを確立していきます。（総合戦略1-2②）
- 地域の人々の手によって守られ、育まれてきた芸妓文化の保護・活用やあんず、姨捨の棚田、稻荷山重要伝統的建造物群、千曲川の景観保全などに努め、潜在的価値を引き出し、観光客から「選ばれる場所」としての千曲ブランドを確立します。
- 「戸倉上山田温泉」の個性と魅力を認識し、ニーズに合わせた取組を創生することで、これからも生き残れる「温泉街」を目指します。

(3) 観光施設の整備

- 市内を5つのエリアに分け、観光客や地域住民が散策、回遊の途中で千曲市の魅力に触れあえるスペースとして、「道の駅」や「観光ガイド拠点」、「エリアごとの拠点」の設置等を目指します。
- 観光客の利便性の向上や地域住民の新たなつながりやアイデアが創出される場所として、「既存の観光施設の機能向上」を図ります。

(4) 観光拠点を結ぶ交通ネットワークの整備

- 観光客の移動における快適性を向上させるため、利用しやすさを重視した地域内交通のあり方を見直すとともに、必要な整備・充実を図ります。また、周遊を可能とするような二次交通について関係者との連携を図ります。
- 観光の玄関口としての駅前空間から観光地まで伸びる商店街など、関係団体との協力・連携を図りながら、駅前から観光地までの周辺整備を目指します。

1-4-2 だれもが長い時間楽しく過ごせる、観光と交流のネットワークをつくる★

(1) 誘客宣伝の充実

- 5つに分けた市内の各エリアにある独自性の高い地域資源（姨捨の棚田・あんずの里等）

にブランドストーリーや目を引くキャッチコピーを作成し、積極的なプロモーション活動を行います。(総合戦略 2-1③)

(2) 観光情報・観光案内の充実

- 誰でもわかりやすく、見やすく訪れたいくなるようなホームページを観光推進組織（千曲市版 DMO）と共に作成します。また、あらゆる情報ツールを活用し、常に新しい情報を発信します。
- 「観光ガイド拠点」「エリアごとの拠点」における人を媒体とした情報発信や観光大使などの任命と活用を図ります。

(3) 観光につなげるイベントの開催や受入れ体制の整備

- 地域ごとに開催されている既存イベントを連結したプログラムの開発・実施に取り組むなど、新たな魅力の創出を図ります。
- プロバスケットチームを軸にしたスポーツツーリズムの確立を目指し、市のイメージアップを図ります。(総合戦略 2-2①)
- 企業等の会議、企業等の行う報奨・研修旅行、国際機関・団体、学会等が行う国際会議、展示会・見本市、イベントなど多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントや合宿、トレーニングの市内施設の利用と宿泊をセットに受入れできる体制の整備を目指します。(総合戦略 2-2①)

(4) 快適、安全な観光地の創出

- 観光客が求めているものを把握のうえ、新たな観光施設の整備を目指します。
- 情報ネットワーク環境の整備に努め、情報取得における快適性の向上を図ります。(総合戦略 2-2③)

(5) 滞在型・体験型観光の推進

- オール千曲として市内全域をカバーし、個々の体験型プログラムに関連性を持たせる仕掛けづくりを行います。(総合戦略 2-2②)
- 地域との交流プログラム（健康や自然がテーマ）を開発します。(総合戦略 2-2②)
- グリーンツーリズムやエコツーリズムを促進します。(総合戦略 2-2②)

(6) 「おもてなしの心」の醸成

- 観光関連団体、行政、市民一人ひとりが千曲市の魅力を再認識し、親切な道案内やハンディキャップをもった人へのサポートなど、観光客を温かく迎えるための対応ができるよう、おもてなしの心を醸成するための講習会を開催し、おもてなし意識のレベルアップを図ります。

(7) 広域観光・国際観光の推進

- 観光ニーズを的確に調査・分析・判断し、今まで千曲市に訪れたことのない顧客層への積極的なアプローチを行います。
- 北陸新幹線の敦賀延伸・新幹線新駅設置を見据え、JRやしなの鉄道、隣接地域・県外と連携を強化するなど、広域観光の推進を図ります。(総合戦略 1-2②)
- 外国人観光客に対する適切な情報発信、情報提供を行い、インバウンド市場の新規開拓を目指します。(総合戦略 1-2②)

1-5【雇用】安定した雇用を創出する

地域経済の活性化や千曲市で「働きたい」という希望の実現を図るために、企業誘致や既存企業の新分野進出、新産業の創出等によって生活の基盤となる雇用の場を確保するとともに、商工業者の育成、従業員の福祉向上、雇用の安定を図ります。

【a 現状と課題】

- ・ 少子高齢社会の進行により、生産人口が減少しています。また、定職に就かない・働かない若年層の出現、団塊世代の退職、女性の活躍など、労働力の構成に変化が生じています。
- ・ 人手不足の状況があるものの「業種・職種間ミスマッチ」が生じており、求人が雇用に結びつかない傾向が見られます。

【b 達成方針実現の姿】

- ・ 地域の個性や実情を踏まえた産業の振興が図られ、多様な雇用の機会が提供されています。
- ・ 雇用増や産業の活性化にともない、地域経済が安定して人口減少傾向が抑制されています。

【d 施策の基本方針】

- 人口減少を抑制するため、若い世代の転入者の増加と転出者の抑制、さらには、就業者の増加により、出生率の高まり、次世代人口の増加を目指します。
- 経済的な安定と魅力的な仕事は、若い世代の移住と定住、出生率の上昇を下支えすることから、生産性の高い安定した雇用の創出に取り組みます。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・ 地元での就業者が増え、創意工夫による産業振興、活性化を進める。
- ・ 千曲市を舞台として、雇用の活性化や産業交流、企業など、さまざまな経済活動に活発に取り組む。

◎市（行政）

- ・ 雇用に関わる情報提供や企業誘致等の活動を行う。
- ・ 事業者間や産業間の連携を促進し、域内でのさまざまな交流、振興、活性化を進める。

- ・ハローワークなど関係機関・団体と連携し、雇用対策を進める。
- ・長野地域9市町村が連携し、学生と一般を対象としたUJIターン就職を支援する。

【 f 施策の項目・内容】

1-5-1 企業・産業人材の誘致、採用・就労の拡大による雇用の創出★

(1) 工場等の立地推進（総合戦略1-1①）

- 地域特性や強み、企業動向を把握した調整担当者（コーディネーター）の派遣による工場等の誘致を推進します。また、用地取得（賃借）、工場設置、空き建物活用、新規雇用等にかかる補助を行います。

(2) 企業及び政府関係機関の地方移転（総合戦略1-1②）

- 首都圏所在企業の本社機能の誘致促進のほか、政府関係機関の誘致を促進します。

(3) 産業人材の結びつけ（マッチング）と誘致（総合戦略1-1④）

- 市内企業経営者の右腕となる首都圏の人材確保の支援を進めます。

(4) 大学等の活用（総合戦略 2-4②）

- 学生へ市内企業の情報提供を行い、就職支援を行います。

1-5-2 若い世代の経済的安定★（総合戦略1-3①②③）

(1) 若者・子育て世代への就労・創業支援

- おしごとながの（長野市が運営する人と企業の結びつけ（マッチング）WEBサイト）を活用した就労支援を進めます。
- 就労相談や、産業界のニーズに対応した技能向上（スキルアップ）講座の開催、創業支援（補助・アドバイス）を進めます。

(2) UJIターン受入企業及び就業者への経済的支援

- 県外からの転入者を雇用する企業への補助や、県外から転入した就業者への補助（奨学金の優遇制度）を進めます。

(3) 非正規雇用の解消

- 非正規雇用者の正社員化を進めます。

1-6【移住・定住】住んでみたい、住み続けたいまちをつくる

東京圏等大都市に居住する住民が移住先に求めるニーズを年齢や家族構成などのライフステージごとに把握し、魅力的な生活環境や働く場所の創出、移住者と共に地域おこしに取り組める健全な地域コミュニティの維持・継承を進め、選ばれるまち、住み続けたいまちの実現を図ります。

【a 現状と課題】

- ・高校卒業とともに進学や就職のために市外へ転出する若者が多く、Uターンする若者は減少しており、転出超過となっていることから、現状の人口が維持できず地域の活力が失われつつあります。
- ・自然環境・生活環境・行政サービスなどの魅力を、千曲市からも通勤できる長野地域の就職情報とともに、千曲市から転出した若者に伝え、Uターンの選択肢を増やして、移住・定住につなげる必要があります。
- ・長野県は移住したい都道府県で平成18年から9年連続1位と人気が高く、近年の東京在住者の地方移住希望の高まりに加え、長野県への移住相談件数も増加傾向にあることから、多くの人が移り住む潜在力を有しています。

【b 達成方針実現の姿】

- ・豊かな自然や美しい風景が守られ、歴史や地域文化が息づいています。
- ・千曲市の魅力が県内外に知られ、千曲市の強みを生かした新しい産業の創出や企業立地が進んでいます。
- ・若者が各分野で地域の産業を支え、雇用の場が確保されています。
- ・市内の若者やUJIターン者が定住し、地域コミュニティの核となって市民の歴史・文化・生活を守り、育てています。

【d 施策の基本方針】

- ビッグデータの分析等により、ブランド力・稼ぐ力のある企業を増やし、若者の所得を向上させ、安定したライフデザインを描ける雇用環境を創出します。また、結婚・出産・子育てのサポート体制を充実させ、若者の定住を促進します。
- 製造業・農業等の事業を継承していく後継者を集めて育成し、販路拡大、ブランド化など高付加価値化を推進します。また、稼げる事業の仕組みを作ることにより魅力ある地域産

業を形成し、UJIターン者の就業につなげます。

- 県・近隣市町村や民間事業者と連携し、移住相談のワンストップ窓口の設置や支援体制の充実を図ります。

【e : 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・ 産業間の連携による強い産業基盤を創出する。
- ・ 若年層による起業・創業支援への取組を進める。
- ・ 移住ビジネスを展開する。
- ・ 活用できる空き家や空き店舗等、既存ストックの活用を進める。
- ・ グリーンツーリズムや里山留学などによる地方移住体験の場を提供する。

◎市（行政）

- ・ 各産業間の連携による強い産業基盤づくりに向けた調整を図る。
- ・ 中心市街地の活性化策を市民と共に立案し協働で推進する。
- ・ 移住や就職、起業に関する相談窓口のワンストップ化と希望者への情報提供を行う。
- ・ 都市部からの移住体験や市内企業へのインターンシップ等の受け入れ体制を構築する。
- ・ 移住先として選ばれる千曲市のシティ・プロモーションを推進する。
- ・ 若者の移住先として選ばれる魅力ある地域を創造する。

【 f 施策の項目・内容】

1-6-1 さまざまな分野で活躍できるしくみを整える★

(1) 若者の移住・定住環境の整備

- 生活環境・子育て環境・住環境・雇用環境の改善を図り、豊かな自然環境の中で、いきいきと暮らしていくことができる魅力を発信して、選ばれる千曲市を創出します。(総合戦略2-1①②)

(2) 若手起業家の支援

- 若手起業家を支援する制度を活用し、研修や情報提供などの取組を充実します。

1-6-2 移住・定住を支援する体制を整える★

(1) 情報発信拠点の設置

- 県や連携中枢都市圏との連携による移住希望者向けの情報発信を行い、ワンストップの移住相談窓口を設置して移住のサポートを行います。
- 行政所管の医療、子育て、交通、住宅などの生活関連情報やハローワークや民間事業者との連携による就労斡旋情報等を移住に関するシティ・プロモーション情報として発信します。(総合戦略2-1①)

(2) 環境整備の促進 (総合戦略2-3①)

- 移住希望者への住居提供のため、空き家バンクへの物件登録を進めます。
- 住宅・雇用・就農・子育て等、移住希望者の受け皿となる事業を政策間連携で結びつけ、移住促進策として魅力ある環境を整えます。
- 市民霊園の充実と適正な維持管理を図ります。

第2章 安心して子育てができ、のびやかに育ち学べるまち

将来にわたって、まちの活力を維持するためには、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや、年齢や性別に関わりなく市民自らの個性や能力が発揮できる環境づくりが必要です。

このため、家庭・地域・企業・行政が連携して、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、子どもたちが恵まれた自然や歴史風土の中で生きる力を育みながら創造性豊かに育っていける「千曲っ子からはじめるひと（まち）づくり」を進めます。

また、市民だれもが生涯を通じて学び、芸術・文化・スポーツにふれあいながら、個性と能力を十分発揮して社会の中で活躍できる、個性や価値観を認め合うことができるまちづくりを進めます。

2-1【子育て】「千曲っ子」を元気に生み育てられる環境をつくる

結婚から妊娠、出産、子育てに関する相談及び情報提供、子どもの保育支援の充実を図るとともに、母親と子どもの健康の確保や健康づくりの支援、仕事と家庭との両立支援など、家庭、地域、事業所、ボランティア団体などが行政と連携し、総合的な子育て支援を進めます。

【a 現状と課題】

- ・人口ビジョンの目標人口5万人を達成するためには、平成52年の合計特殊出生率を2.07人まで高める必要がありますが、平成27年においては1.59人となっています。（国は1.46人）
- ・合計特殊出生率を高めるためには非婚・晩婚化の解消とともに、核家族化の進行、不安定な雇用など、子育てに対する不安や負担の軽減に努める必要があります。
- ・子どもや配偶者に対する虐待、不登校や引きこもり、貧困化、子育て期の孤立感など、子育てを取り巻く課題が多様化していることから、相談体制の充実とともに、地域ぐるみで子育てを支援する取組が求められています。
- ・少子化にともなう園児数の減少により保育園の統廃合が課題となる中で、障がいがある子どもや未満児の保育需要の増加など、保護者からの多様な要望に対し、適切に対応する必要があります。
- ・母子保健の分野では、次世代を担う新しい生命が健やかに誕生し、育つように、妊娠期や乳幼児期からの健康づくりと、疾病・障がい等の早期発見、母親等への育児支援など幅広い対応が必要となっています。

- ・「子ども育成条例」をはじめ、「子ども・子育て支援事業計画」「健康づくり計画」「保健事業実施計画（データヘルス計画）」「食育推進計画」に基づくさまざまな施策を推進するとともに、地域・事業所・行政・学校など社会全体で推進するための協力体制を築くことが求められています。

【b 達成方針実現の姿】

- ・地域や社会で子育ての支援体制が整備されています。
- ・子育ては楽しい、子どもを生んで良かったと実感できる社会が実現されています。
- ・女性も男性も働きやすく、仕事と家庭の両立できる社会環境が整備されています。
- ・子育て支援の充実のため、子育て支援センターや保育園・児童センター（児童館）などの環境整備がされています。
- ・子育てについての悩みや不安を解決できる場や機会が整っています。
- ・家庭や地域において子育てに対する理解を共有でき、積極的な声かけや支援が行われています。
- ・病気やけがのときに安心してかかれる医療体制が確保されています。

【d 施策の基本方針】

- 結婚から妊娠・出産・子育てに渡るそれぞれの時期、状態、ニーズ等に応じ切れ目なく支援します。
- 社会全体で子育てを支援するという機運を高め、地域や事業所などの理解を得ながら、子育て時の負担軽減を図るとともに、安心して子育てができる環境をつくります。
- 乳幼児健康診査や育児相談、離乳食相談等を通じ、子どもの発達段階に応じた学習機会や子育てに関する情報を提供し、子どもの健やかな成長を見守っていきます。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・子育てを地域支えるサークルをつくる。
- ・子育てなどに関する行政情報を入手する。
- ・子育てに関する講演会や懇談会などへ積極的に参加する。
- ・妊婦健康診査や乳幼児健康診査を受ける。
- ・育児相談や訪問指導を利用する。

◎市（行政）

- ・結婚から妊娠・出産・子育てに渡る切れ目ない支援の充実を図る。
- ・サークル活動を支える。
- ・子育てなどに関する情報提供に努める。
- ・子育てに関する講演会、懇談会を開催する。
- ・乳幼児健康診査や相談・訪問などにより子どもの成長・発達を支援する。
- ・食に関する学習の機会や情報の提供に努める
- ・交流場所の確保及び拡大を図る。

【f 施策の項目・内容】

2-1-1 安心して子育てができる環境をつくる★

(1) 地域における子育ての推進

- 「子ども育成条例」に基づき、地域をはじめ、社会全体で子育てを支え合う意識の醸成に努めます。
- 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てに関する相談・助言をはじめとする支援事業を地域とともに推進します。(総合戦略3-1③)

(2) 職業と家庭生活の両立

- 仕事と子育てや家庭生活との両立によって、安心して子育てができるよう保育園での一時預かりや宿泊・夜間保育など、保護者のニーズに応じたサービスを提供します。(総合戦略3-1③)
- 保育園・子育て支援センター・病児病後児保育室など子育て支援施設の整備・充実を図ります。(総合戦略3-1①③)
- 保育園・子育て支援センター・児童センター(児童館)などを子育て支援の拠点施設として、子育て支援や育児相談の充実を図ります。(総合戦略3-3③)
- 障がい児をもつ親の支援として、母子通園訓練施設などの充実を図ります。

(3) 結婚希望の実現支援(総合戦略3-1④)

- 社協が運営する「結婚相談所」や企業、団体などと連携し、市民の婚活を支援します。
- 結婚相談員の育成を図るため、講習会の開催や経費の助成を行います。

(4) 結婚から妊娠・出産・子育てに渡る切れ目ない支援

- 結婚から子育てに至る相談等に対応できる「ワンストップ拠点(千曲市版ネウボラ)」を設置し、相談者の生活過程に応じた適切な支援を行います。(総合戦略3-1①)

2-1-2 子育て家庭を支援する★

(1) 子育てに関する相談サービスと母子保健の充実

- 乳児への訪問時を利用し、育児に対する不安・負担解消につながる取組によって母親の子育てを支援します。
- 子どもへの虐待防止を図るため、関係機関と連携し、相談窓口の充実に努めます。
- 子育てに関する情報を一元化し、子育て世代への情報提供に努めます。
(総合戦略3-3①②③)
- 妊婦健康教室・乳幼児健康診査・家庭訪問・育児相談等母子保健事業の充実を図り、子育て家庭の健康づくりを支援します。(総合戦略3-1②③)

- 歯周病リスクが高まると言われる妊娠中の方に妊婦歯科検診・歯周病検診を実施します。

(2) 子育てに係る経済的負担の軽減

- 保育料の軽減に努めます。(総合戦略3-2①)
- 児童を養育している家庭に児童手当を、子どもを養育しているひとり親家庭に児童扶養手当を、重中度の身体又は知的の障がいがある子どもを養育している父母などに特別児童扶養手当を支給します。
- 経済的な困窮が次世代に連鎖しないよう、ひとり親家庭などの子どもを対象とした学習支援や子ども食堂など、居場所づくりに取り組みます。
- 子育て世代や若者世代が親の支援を受けながら子育てができるよう三世帯同居や近居に係る支援を行います。(総合戦略3-2②)
- 子育て世帯の経済的な安定を図るため、住宅取得に対する支援を行います。
(総合戦略3-2②③)
- 経済負担の軽減を図るため、福祉医療制度の充実に努めます。

(3) 食を通じた心と体づくりの推進

- 乳幼児健康診査・育児相談等において子どもの発達段階に応じた「食」についての学習や情報提供を行い、子どもの心とからだの健やかな成長・発達を支援します。

(4) 妊娠・出産支援の充実

- 産科医療機関や助産師と連携し、安心して出産ができる医療環境の充実に努めます。
- 不妊治療助成事業により不妊治療を行っている夫婦の経済的負担を軽減します。
(総合戦略3-1②)
- 国民健康保険被保険者が出産したときは、出産育児一時金を支給します。
- 妊婦の生活と出産時の負担を軽減するための支援を行います。(総合戦略3-1③)

2-2【教育】子どもがのびやかに育ち、生きる力を育む環境をつくる

加速度的に変化する社会において、自立的に生きるために必要な資質・能力＝知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を育むために、豊かに学べる教育環境の充実を図ります。また、学校、家庭、地域等の連携による教育力の向上や健全な社会環境づくりに努め、社会全体で次世代を担う子どもたちを育てます。

【a 現状と課題】

- ・ 少子高齢化、グローバル化、情報化や家族形態の変容、社会のつながりの希薄化などの急激な社会変化の中にあって、社会をたくましく生き抜く力や未来への飛躍を実現する力をもった人材の養成、学びのセーフティネットの構築、絆づくりと活力あるコミュニティの形成が求められています。その中であって、教育の原点であり、すべての教育の出発点である家庭を「家庭教育支援条例」に基づき支えていくとともに、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」をもった子どもの育成に向けて、学校・家庭・地域等が連携し、「教育大綱」に沿って進める必要があります。
- ・ 次代を担う青少年の育成には、学校、家庭など個々の責任を問うだけにとどまらず、社会全体の責務として「青少年は地域社会が育む」という意識をすべての市民がもつことが必要です。
- ・ 欠食や肥満による生活習慣病の予防には、望ましい食習慣の形成を図ることが必要であり、家庭や地域と連携し学校教育活動全体で食育を推進することが求められています。

【b 達成方針実現の姿】

- ・ 安全で快適な教育環境の中、学校・家庭・地域等の連携により、いきいきと活気あふれる教育が行われ、ふるさとに誇りと愛情を抱き、地域を大切に思う子どもたち、他をも思いやるあたたかい心をもつ子どもたちが育っています。
- ・ 環境浄化活動、非行防止活動、生活相談活動などにより、青少年が安心して育つ環境が確保されています。
- ・ 青少年の居場所が確保され、自然体験及びボランティアなどに意欲的に参加し、集団活動を通して社会性を身につけています。
- ・ 栄養バランスの取れた安全な学校給食が提供され、家庭では、規則正しい食習慣が定着しています。

【d 施策の基本方針】

- 基礎学力の向上とともに、豊かな心・健やかな体の育成のため、多様な学習や体験の機会を設けます。
- 児童生徒が楽しく健全に学校生活を送るための支援体制を整備するとともに、安全でゆとりと潤いがあり、地域との連携にも役立つ学校施設の充実を図ります。
- 家庭教育の支援、青少年の良好な生活環境づくりなど、家庭や地域と連携して社会全体で子どもたちの成長を支えていく体制の充実を図ります。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市 民

- ・家庭や地域の教育力の向上を図る。
- ・学校評価制度を活用する。
- ・異年齢交流、地域内交流の日常化を進める。
- ・子どもを犯罪から守るため、地域での見守りを行う。
- ・子ども会(育成会)の主体的な活動を進める。
- ・各家庭で、食育を実践する。

◎学 校

- ・防犯教育、施設・設備の充実、教職員などの危機管理意識の向上を図る。
- ・家庭や地域等と連携し、子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせ、心身の調和のとれた発達を図る。

◎市（行政）

- ・安全で快適な学校施設の充実を図る。
- ・教職員の確保、資質・能力の向上を図る。
- ・親としての学びを支援する学習機会の提供と子どもが親になるための学びの推進を図る。
- ・子どもの非行防止と環境浄化に向け、子どもや関係者に働きかける。
- ・青少年の生活相談体制を充実させる。
- ・地域での子どもの健全育成に向けた活動を推進・支援する。
- ・食育指導・支援体制を充実させる。

【f 施策の項目・内容】

2-2-1 子どもたちみんなが楽しく学べる学校をつくる★

(1) 基礎学力の向上

- 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた生きる力を育成するため、指導体制の充実、教員の資質向上や学校支援体制の整備を図ります。
- 幼保小中の連携の強化を図るとともに、「小中一貫教育」に関して調査研究を進めます。
- 外国語教育の充実と自国文化や異国文化への理解を深めます。
- ICTを効果的に活用し、情報活用能力の向上とICT教育の充実を図ります。
- 子どもたちの社会的・職業的自立に向け、キャリア教育の推進を図ります。

(総合戦略2-5②)

(2) 豊かな心・健やかな体の育成

- 豊かな感性と想像力等を高めるため、読書活動の充実を図ります。
- 児童生徒の健康の保持増進、体力・運動能力を向上させる取組を進めます。
- 道徳教育、人権教育の充実を図ります。
- 「ふるさと」に誇りを抱く教育の推進を図ります。(総合戦略2-5③)
- 児童生徒の不登校やいじめなどの問題行動等に幅広く対処するため、教育相談体制の充実を図ります。(総合戦略2-5①)
- 乳幼児期からの相談支援体制の整備を図るとともに、障がいのある児童生徒一人ひとりにあった適切な相談・支援体制の充実を図ります。
- 副学籍による、地域の子どもが共に学び共に育つ共生の場を推進します。

(総合戦略2-5①)

(3) 教育環境の整備・充実

- 児童生徒が、いきいきと学習や生活ができる、安全で快適な教育環境づくりを進めます。(総合戦略2-5②)
- 安全で安心な学習環境を確保するため、学校管理体制の整備や防犯教育、施設整備・設備の充実、教職員などの危機管理意識の向上に努めます。
- 人材の育成や産業の振興、若年人口の交流と定着を図るため、高等教育機関の誘致を検討します。
- 県立中高一貫校の市内開設等にともない中高の連携を進めるとともに、市内の県立高校の存続と充実を県へ働きかけます。
- 教職員に対する教育環境整備に努めます。

2-2-2 学校・家庭・地域等が一体となった学校づくりを進める★

(1) 信頼される学校づくりの推進

- 保護者や地域住民の信頼に応えつつ、家庭や地域と連携して子どもたちの成長を支えていくため、地域に開かれた学校づくりを進めます。
- 学校と地域が一体となって子どもを育てる、千曲型コミュニティスクールの推進と充実に努めます。(総合戦略2-5①)
- 地域との連携やさまざまな教育活動への参画を図るため、学校評議員制度の充実に努めます。
- 教育活動の成果の検証と住民参画に資する情報を共有するため、学校評価制度の充実に努めます。
- 子どもたちを犯罪被害から守るため、家庭や地域と連携した取組を進めます。
- 通学区制度の弾力化について、必要に応じて調査研究を進めます。

(2) 食育・学校給食による望ましい食習慣の形成

- 学校給食を「生きた教材」として活用し、栄養バランスのとれた食事の取り方や「早寝早起き朝ごはん」といった望ましい生活習慣の啓発を進めます。
- 安全で安心な学校給食の提供に努めるとともに、学校・家庭と連携し食育を推進します。
- 地元農産物の利用促進を図ります。

2-2-3 地域で青少年をはぐくむ風土をつくる

(1) 学校・家庭・地域等が連携をして取り組む教育

- 基本的な生活習慣や社会的マナー、自制心、自立心などの育成を図るため、家庭、学校、地域等が連携して、家庭教育に関する学習の機会や情報提供を進めます。
- 青少年の団体生活におけるマナーの向上及び主体的な活動意欲の醸成を図るため、生活体験型の交流事業などを進めます。

(2) 地域ではぐくむ健全な心とからだ

- 補導活動従事者などが定期的に巡回し、ぐ犯・不良行為少年などを早期に発見、注意、助言、指導するなど、非行を未然に防止する活動を進めます。
- 青少年非行の助長及び非行の誘引となる恐れのある社会環境などに対し、補導活動を通じ、店舗の環境チェックなどの強化を図るとともに、地域・市・事業者が連携・協力し、有害環境を防止する市民運動を進めます。
- 「地域の子どもは地域で育てる」という視点から、子どもたちと地域の人たちが触れ合える機会を創出する「子どもの居場所づくり事業」及び「地域ボランティア事業」を進めます。
- 「子どもの手による子ども会の育成」を目標に、子どもたちが中心になって、いきいきと

子ども会活動ができるよう「市子ども会育成連絡協議会」の主体的活動を支援します。

- インターネットや携帯電話などのメディアによる有害環境から子どもを守る取組を推進します。
- 福祉施設や生活体験型の交流事業などの充実により、創造性や社会性に富んだ子どもの育成を図ります。

(3) 文化・スポーツに親しむ環境の整備

- 地域の伝統文化や歴史的遺産に触れ、学ぶ環境づくりを図ります。
- スポーツ活動への積極的な参加や芸術活動に触れる機会の提供を図ります。

2-3 【生涯学習スポーツ文化芸術】 学びや芸術・スポーツを通じ、人と地域の魅力を高める

市民が自主的に行う学習活動やスポーツ・レクリエーション活動、文化芸術活動を生涯にわたって楽しめる環境の充実・整備を図り、自己の成長・人とのふれあいを通じ、ゆとりや生きがい、心の豊かさを実感できる地域社会をつくります。

【a 現状と課題】

[生涯学習]

- ・社会構造の変化などによって、複雑化・多様化した社会に対応していくために必要な新たな知識や技術を身に付けるため、学習する機会の提供や施設の充実が求められています。
- ・公民館は、生涯学習の拠点として、いつでも、どこでも、だれもが学び、集える場としての役割を担っていることから、市民の自主的な学習活動を育成・支援する必要があります。
- ・図書館は、地域を支える情報拠点として、重要な役割を担っていることから、図書館システムの効率的な運用を図るとともに、利用者の拡大に向け、多様なニーズに対応したサービスの向上が求められています。

[スポーツ]

- ・自己の健康管理や生きがいづくりを目標にスポーツへの関心が高まっています。誰もが気軽に参加できる事業の推進が求められています。
- ・人口減少や地域経済縮小の克服に向け、体育館などの大型施設は、スポーツを活かした交流人口増に寄与することが期待されています。老朽化が進んでいるこれら施設整備にあたっては、利用者の要望や利便性のみならず、交流人口増加策の観点も求められています。
- ・施設の環境整備や各種事業を効果的に推進するため、市民との協働による管理運営が望まれます。

[文化芸術]

- ・文化施設などの整備・充実や、文化芸術活動に接する機会の増大、文化芸術団体・サークル等の育成・支援などが求められています。また、観光資源としての文化を重視したまちづくりが期待されています。
- ・文化芸術は、市民、文化芸術団体、企業などが活動の主体となり、新しい発想で地域の特性を掘り起こし、発展することが期待されていますが、地域の伝統芸能には、高齢化等による後継者・担い手不足もあり、それら団体等との連携・協働による継承が課題となっています。

【b 達成方針実現の姿】

[生涯学習]

- ・生涯学習基本構想に基づき市民一人ひとりが自己実現に向け、自発的に集い学んでいます。

- ・公民館では、生涯学習時代に対応した学びの場が提供されるとともに、コミュニティ活動の拠点として多くの市民に活用されています。
- ・読書習慣が高まり、図書館が多くの市民に有効に利用されています。

[スポーツ]

- ・スポーツ教室、健康づくりのための講座などの充実が図られ、市民が積極的に参加しています。
- ・多くの市民が気軽に、安全に利用できる環境が整備されています。
- ・スポーツ施設の更新・整備に関する総合的調査・研究によって、「スポーツ・健康宣言都市」に相応しいまちづくりが進められています。
- ・市民との協働による管理運営や事業の展開が図られています。

[文化芸術]

- ・文化芸術団体などと行政による連携・協働により後継者や担い手が育成され、文化芸術活動が活発に行われています。
- ・市民がまちづくりや活性化に関心を持ち、地域では多様で特色ある事業や活動に取り組んでいます。
- ・文化施設の適切な管理運営が維持され、市民の要望に合った事業が展開されています。

【d 施策の基本方針】

- 市民のライフステージに応じて、だれもが充実した学習活動に取り組めるよう、学習情報の提供や支援・相談体制の充実、指導者の確保に努めます。
- だれもが、いつでも、気軽に、生涯にわたってスポーツを楽しめる環境や関連施設の充実、効果的な施設の管理・運営に努めるとともに、総合型地域スポーツクラブやNPO法人千曲市体育協会の育成・支援を通じて地域のスポーツ振興を図ります。
- 老朽化が進んでいる体育館などの大型スポーツ施設は、交流人口増加策の観点も踏まえた整備・充実に努めます。
- 多様な文化芸術活動の支援・充実に努めるとともに、文化芸術の発表・鑑賞・親しむ機会の拡充によって、市民の意欲や感性を育て、高めます。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民

- ・スポーツ・文化芸術活動に積極的に参加する。

- ・地域で学習・スポーツ・文化芸術を楽しむ環境づくりを進める。

◎団 体

- ・関係団体間などの連携強化を図る。
- ・担い手としての自覚をもつ。
- ・住民とのパイプ役となる人材育成や研修を行う。
- ・特色ある活動を独自に展開するとともに、的確な情報発信を行う。

◎市（行政）

[生涯学習]

- ・情報提供体制などの強化を図る。
- ・人材バンクの整備充実を図り、その活用に努める。
- ・施設の機能強化による学習内容、学習機会の充実を図る。

[スポーツ]

- ・総合型地域スポーツクラブの設立・育成・支援を図る。
- ・各種体育大会、スポーツ教室などを開催する。
- ・体育施設などの整備、充実を図るとともに、適正な管理運営を行う。

[文化芸術]

- ・市民の自主的かつ創造的な文化芸術活動を支援する。
- ・市民や文化芸術団体、企業、関係機関などと連携・協力を深め、すべての市民が文化芸術を享受する環境整備に努める。
- ・文化芸術の振興が永続的に行われるように、文化芸術の振興を図っていく仕組みを確立する。
- ・文化施設の適正な管理運営を行う。

【f 施策の項目・内容】

2-3-1 生きがいや喜びを味わえる生涯学習環境をつくる★

(1) 多様な世代の学習活動への支援

- 「生涯学習基本構想」の実現に向け推進を図ります。
- 複雑化・多様化する社会に対応できるよう、公民館や図書館などで開催する各種学級・講座などの学習内容や学習機会の充実を図ります。
- 「子ども読書活動推進計画」の実現に向け推進を図ります。
- 学習情報を収集し、情報機器の活用、市報や市ホームページなど多様な媒体を活用し、情報提供を行うとともに、市民の学習相談に応える総合的な相談体制の整備を図ります。
- 指導者の発掘や養成と人材バンクの整備充実を図り、その活用に努めます。
- 家庭、地域、学校がそれぞれ役割を持ちながら、教育力を補完し合い、市民の学習活動を推進していく体制づくりを進めます。

(2) 生涯学習施設の整備・充実

- 多様化する市民の学習ニーズに応えるため、公民館や図書館などの施設の整備・充実を図ります。
- 生涯学習の拠点施設となる生涯学習センター及び公民館のあり方についての調査・検討結果を踏まえた機能、体制づくりを進めます。

(3) 生きがいづくりと社会参加

- リタイア世代の生きがいづくりとして、公民館活動を中心に、生涯学習の機会を提供していきます。(総合戦略5-2①)
- 児童クラブ・コミュニティスクールなどでの子どもとの交流・ふれあいを通して、リタイア世代が現役時代に培った技術・文化を次世代に伝えるための取組を行います。
(総合戦略5-2③)

2-3-2 スポーツやレクリエーション活動に親しむまちをつくる★

(1) スポーツ・レクリエーション活動の振興

- 生涯スポーツ社会の実現に向け、「総合型地域スポーツクラブ」の設立・育成・支援をします。
- 「健康寿命延伸」に資するウォーキングなどの健康運動の普及と推進を図ります。
- 地域スポーツの推進者としての「スポーツ推進委員会」の充実や指導者の育成を図ります。
- 千曲川ハーフマラソンを、千曲市を発信する特色あるイベントに育てるとともに、交流人口の増加に資するスポーツイベントを開催します。(総合戦略2-2①、5-1②)
- 「NPO法人千曲市体育協会」をはじめ、スポーツ団体の育成・支援を図ります。

- プロスポーツチームを支援し、スポーツ振興を図ります。

(2) スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

- 老朽化が進んでいる戸倉体育館は、野球場建設などを含む総合運動公園構想の策定を進め、その実現に向けた調査・研究に取り組みます。
- 利用者の安全を確保し、快適な利活用を促進するため、計画的に改修を進めます。
- 地域に密着した施設などについて、市民と協働による効果的な施設運営を進めます。

(3) 中高年が楽しみながら健康になれるスポーツのまちづくり

- 日常的な身体活動量をあげる身体活動習慣の定着促進を進めます。(総合戦略5-1①)
- ウォーキングやジョギング等の普及による健康推進の支援に努めます。(総合戦略5-1②)
- 身体機能維持・向上のための場の整備を進めます。(総合戦略5-1③)

2-3-3 文化芸術活動や芸術鑑賞が活発なまちをつくる

(1) 文化芸術活動の支援・充実

- 「文化芸術振興基本計画」を総合的かつ体系的に推進するため、基本計画の進捗状況を把握・検証し、市民等からの意見を反映する仕組みを構築します。
- 市民が身近に文化芸術を享受できるよう、さまざまな文化芸術の公演・展示などに対する支援や文化芸術活動への参加を促進する機会を充実します。
- 地域に根ざした文化芸術活動を促進するため、関係機関などとも協力し、文化芸術活動の指導者や文化芸術団体などの育成・支援を行います。
- 伝統芸能の伝承者や文化施設並びに文化芸術団体など、文化芸術活動に携わる幅広い人材の育成を図ります。
- 国際文化交流に関する活動を市内の関係団体や関係機関などと連携・協力して推進します。

(2) 文化芸術の創造・発表と鑑賞の場・機会などの充実

- 文化施設のあり方を検討し、施設運営の効率化に努めます。
- 公演等の充実を図り、市民に文化芸術の鑑賞機会を提供します。
- 文化施設等の整備に努め、利便性の向上と利用促進を図ります。
- 美術館の建設について調査・検討を進めます。

2-4【男女共同参画】個性と能力を発揮できる男女共同参画社会をつくる

男女がお互いにその人権を尊重しながら、性別にかかわらず、自らの意思であらゆる分野に参画し、その個性と能力が発揮できる心豊かな社会をつくります。

【a 現状と課題】

- ・人々の意識や社会の慣習・慣行のなかには「男だから」「女だから」という固定的役割分担意識が残っており、個人の生き方、考え方などに影響を与えています。
- ・家庭・地域・職場などあらゆる場において、「男女共同参画の視点」に立ってしきたりや固定的役割分担の見直しがされるよう、学習会の開催や啓発活動等が求められます。
- ・男女間のすべての暴力が根絶された「男女平等な社会」をつくる必要があります。
- ・家庭や地域社会・職場等における男女共同参画を推進するためには、「男女共同参画計画」の施策の取組が一層求められています。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の基本方針に則って女性が職業生活と家庭生活を両立し、いきいきと活躍できる環境を整備することが求められています。

【b 達成方針実現の姿】

- ・性別に関わりなく、男性も女性も個性や能力が十分に発揮でき、あらゆる分野で活躍しています。
- ・地域におけるさまざまな企画や方針決定過程への女性の参画が進み、生活者の視点にたった考えが反映され、また地域でのコミュニティ活動が活性化しています。
- ・職場での男女格差が解消され、多様な人材が能力を発揮でき、労働意欲の向上や優秀な人材確保、収益や生産性の向上につながっています。
- ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現により、安心して休暇等の取得や仕事以外の家庭や地域活動等に参加しやすくなり、仕事の進め方や役割分担、情報の共有化など職場の環境整備が進んでいます。
- ・男性も女性も共に、家事・育児・介護、地域活動などに参加し、喜びも責任も分かち合い、お互いが協力しあい、豊かで充実した家庭生活を築いています。

【d 施策の基本方針】

- 家庭や職場、地域における男女共同参画の意識づくりを進めるとともに、男女が仕事と家

庭・地域生活を両立しやすい環境づくり、政策・方針決定過程への女性参画の拡大などを通じて、活力ある男女共同参画社会の実現に努めます。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎家庭・学校

- ・小さいころから、命の大切さ、人を思いやる心を育てる。

◎市 民

- ・「男女共同参画社会づくり」の研修会やセミナーへ積極的に参加する。
- ・区・自治会やPTA、各種団体など地域社会活動に積極的に参画する。

◎企業・団体

- ・男女共同参画促進の理解と休業法などの制度の周知と自主的な取組をする。
- ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する。
- ・女性活躍推進法による、「事業主行動計画」の策定に努める。

◎市（行政）

- ・命の大切さ、人を思いやる心の教育を充実する。
- ・男女共同参画の意識の醸成を図るセミナーや研修会を開催する。
- ・男女共同参画の視点に立って、家庭・地域におけるしきたりや固定的役割分担意識の見直しを促進するよう啓発活動を行う。
- ・男女間の暴力に関わる相談体制の充実や支援、啓発を図る。
- ・「千曲市特定事業主行動計画」の施策を実践する。

【f 施策の項目・内容】

2-4-1 男女が互いに認め合い協力して住みよいまちをつくる★

(1) 男女共同参画意識の高揚

- 幼児期から、命の大切さや男女共同参画意識を育てる保育や学習を推進するとともに、家庭・職場・地域、また国際社会における男女共同参画に対する正しい理解、意識を高めるセミナーや研修会、交流会等を開催します。(総合戦略3-4①②)

(2) 男女共同参画社会の環境整備

- 男女共同参画の視点に立って、家庭・地域におけるしきたりや固定的役割分担意識の見直しや改革に向け、広報など啓発活動を充実します。
- 行政、企業や地域活動等での方針決定過程への女性の参画の促進と人材育成を図ります。
- 農業、商工観光業などの自営業における環境整備を進め、女性の社会的地位向上を図ります。
- 「事業主行動計画」の策定とともに、職業生活と家庭生活が両立しいきいきと働くことができる職場環境の整備を働きかけます。

(3) 男女共同参画社会に向けた支援

- 子育て支援体制、介護福祉支援体制の充実を図り、男女が仕事と家庭・地域生活が両立しやすい環境づくりを進めます。(総合戦略3-4②③)
- パートナーに対する暴力からの救済、相談体制の充実と暴力をなくす運動を展開します。また、男女の性に対する教育と生涯にわたる健康づくりを支援します。

2-5【多文化共生】国際性の豊かな人とまちをつくる

国際交流事業などを通じ、外国籍住民と地域住民がお互いの文化や考え方を理解し尊重する「多文化共生の社会」をつくります。

【a 現状と課題】

- ・情報通信技術や広域高速交通網の発達にともない、世界の国々との距離が近くなり、一人ひとりが国際社会と密接に関わりを持ちながらさまざまな国際交流を深めています。
- ・国籍や民族など異なる場合でもお互いの文化的な違いを認め、共に生きていく「多文化共生」の時代に対応できる社会づくりが求められています。
- ・国際社会において広い視野と国際感覚豊かな人材の育成や外国人との交流を積極的に進めるためには、世界の国々に対する理解を深めるとともに、国際交流・国際社会へ貢献する活動支援や外国籍市民と相互理解を深める交流会・学習会を実施し、共に暮らしやすい地域社会をつくる必要があります。

【b 達成方針実現の姿】

- ・市民一人ひとりが、子どものころから国際交流に親しみ、他国を理解し交流を深め、「地球はひとつ」の交流の輪が広がっています。
- ・国籍や民族など異なる人々とお互いの文化的な違いを認め、地域の住民として支え合い、理解し合い、共に暮らしています。

【d 施策の基本方針】

- 広い視野と国際感覚豊かな人材を育てます。
- 異なる文化に対する理解を深める外国籍市民との交流、外国籍市民が暮らしやすい環境づくりを進め、「多文化共生社会」の実現に努めます。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎学 校

- ・外国の文化や歴史を尊重し、国際理解教育を進める。

◎市 民

- ・外国籍市民と交流できる機会、場所に積極的に参加をする。

◎地 域

- ・外国籍市民とお互いの文化の違いを認め理解し、共に暮らせるよう交流を深める。

◎市（行政）

- ・市民や市内の交流団体の自主的な国際交流・国際理解活動を支援する。
- ・学校や地域で国際交流事業を実施する。
- ・外国籍市民が安心して暮らせる生活環境づくりを進める。
- ・「歴史と文化と温泉のまち」をはじめとした千曲市の魅力とともに、来やすさ・暮らしやすさを世界に発信する。

【 f 施策の項目・内容】

2-5-1 外国の伝統や文化、習慣を理解する

(1) 国際交流事業の推進

- 広い視野と国際感覚豊かな人材育成のため、市民の自主的な国際交流事業を支援します。

(2) 国際交流団体との連携

- 国際交流団体等と連携し、国際理解・国際交流事業を推進します。

2-5-2 外国籍市民とともに暮らす地域社会をつくる

(1) 異文化理解の推進

- 異文化を理解し、外国籍市民と交流を深め、地域で共に支える交流の機会・場所の充実を図ります。

(2) 外国籍市民への支援

- 外国籍市民が安心して暮らせる生活環境づくりの支援と相談、情報提供の充実を図ります。

2-6【人権・平和】人を大切にし、差別のないまちをつくる

人権が尊重される社会の実現に向けて、家庭や学校・地域社会・企業などと連携をとりながら、市民の人権や平和についての意識の高揚を図ります。

【a 現状と課題】

- ・人権が尊重される社会を築くためには、子どものころから市民すべてが、人間としての生命と尊厳の大切さについて自覚を深めることが大切です。
- ・人権問題を単に知識として理解するのではなく、差別などを他人事とせず自らの問題として受け止め、日常的に気づく感性や人権感覚をはぐくみ、あらゆる場面に生かすことができるよう、人権意識の高揚を図ることが重要です。
- ・市差別撤廃人権擁護条例に基づき、あらゆる差別をなくすため同和問題をはじめ、子ども・女性・障がい者・高齢者・外国人などに対する人権施策やいじめ対策などを総合的に推進することが求められます。
- ・特に、人権侵害があったときの適切な対応や、人権相談など人権擁護体制の確立が重要です。
- ・また、平和・安全宣言を基調とし、さまざまな場において平和の推進をアピールすることが求められます。

【b 達成方針実現の姿】

- ・「差別をしない、差別を許さない」「いじめを許さない」市民意識（差別を感じない暮らし）が、定着しています。
- ・人権侵害に対し、関係機関との連携により救済・支援体制が確立されています。
- ・平和について、市民自らが学習するための条件が整備されています。

【d 施策の基本方針】

- 人権・平和教育や啓発を行うとともに、市民自らが学ぶ環境づくりを進め、人権や平和を尊重する心を育てます。
- 人権侵害などに対する関係機関との迅速な連携や相談、救済・支援体制の充実に努めます。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・区（自治会）

- ・人権や平和についての研修会を実施する。

◎学校・教育機関

- ・地域と協力して子どもの人権を守る。

◎事業者・人権団体

- ・人権問題を自らの課題とし、人権教育・啓発を実施する。
- ・多文化共生・地域イベントなどに参加する。

◎市（行政）

- ・市民意識調査を実施する。
- ・人権についての情報提供や啓発を推進する。
- ・人権教育研修会、指導者養成講座など、人権教育を推進する。
- ・平和施策を推進する。
- ・多文化共生・国際化交流推進を図る。

【f 施策の項目・内容】

2-6-1 人権・平和についての意識を向上させる

(1) 人権政策の推進

- 「21世紀を人権の世紀」として定着、発展させるため、「人権とくらしに関する総合計画」に基づき、家庭、学校、企業・事業所、地域社会などのあらゆる場や機会を通して、人権について教育・啓発を進めます。
- 人権に関する情報提供の充実と相談体制の整備を図ります。

(2) 人権・平和教育の推進

- 市民一人ひとりが、人の尊厳を大切に、人権と平和を守る地域社会をつくりあげるため、地区人権教育研修会の支援をはじめ、企業・団体などの人権教育研修会の充実、指導者養成講座の充実を進めます。
- 人権教育集会所を活用して地域住民の参加・交流など相互理解を促進し、人権意識の高揚に努めます。
- 学校と地域・家庭が連携し、いじめや差別をなくし、子どもの人権が守られる教育を推進します。
- 企業人権教育推進連絡会への支援をはじめ、企業・事業所における人権教育の推進を図ります。

2-6-2 一人ひとりの人権を守る

(1) 人権擁護の推進

- 人権侵害に対し、関係機関と連携して、被害者の一時的保護も含め、救済・支援できる体制を推進します。
- 関係団体機関と連携し、「人権擁護法」が早期に制定されるよう運動を推進します。

(2) 相談窓口の充実

- 国、県と連携し、人権に関するさまざまな相談窓口の充実を図り、相談事業の周知に努めます。

第3章 支え合い、だれもが健康で活躍するまち

すべての市民が、心身ともに健康で、安心して毎日を過ごせる生活を望んでいます。また、高齢者や障がい者が自立し、自らの能力を生かして社会の中で活躍し、生きがいをもって暮らせる仕組づくりが求められています。

このため、互いに支え合う心の通った地域福祉を確立するとともに、市民の主体的な健康づくりに対する支援や保健・医療体制の充実、高齢者・障がい者の生きがい対策、介護予防対策、介護サービスの確保などにより、健康寿命を延ばしながら、市民だれもが住み慣れた地域、人間関係の中で社会参加でき、安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

3-1 【地域福祉】ともに支え合う地域としくみを育てる

行政、社会福祉団体、NPO・ボランティア、学校等などとの連携による地域福祉のネットワークづくりに取り組むとともに、市民の福祉に対する理解を深め、福祉の新たな担い手の育成を図り、互いに支え合う心の通った地域福祉社会の形成を進めます。

【a 現状と課題】

- ・地域を取り巻く社会環境は、少子・高齢社会の進展、価値観の多様化などにより大きく変化しており、家庭や地域社会における人間的なつながりの希薄化などによる孤立化も進んでいます。中でも高齢者、障がい者をはじめ、生活上支援を要する人々にとって一層深刻になってきています。また、引きこもりや自殺、児童や高齢者への虐待などさまざまな社会問題に起因する悲しい事件が起きています。
- ・これからの地域社会を支えるには、市民だれもが「お互いに福祉の担い手であり、受け手である」ことを認識し、市民一人ひとりが福祉に対する理解を深める必要があります。また、地域の連帯意識を強化し、互いに支え合う心の通った地域福祉社会の確立が必要です。
- ・そして、ますます多様化する福祉ニーズに応えるため、地域福祉の推進役を担う社会福祉協議会の組織・運営を一層充実・強化するとともに、住民、NPO・ボランティア、事業者、学校等並びに市の連携と協働により、ともに支え合う地域づくりを進めていく必要があります。
- ・また、地域福祉の拠点である「ふれあい福祉センター」は老朽化が進んでおり、市全体の公共施設の適正配置とあわせて、そのあり方を検討する必要があります。

【b 達成方針実現の姿】

- ・福祉に関する情報がボランティア団体・社会福祉事業者などと共有化され、地域福祉のネットワークづくりが進み、地域福祉活動の推進役となる人材が育っています。
- ・地域福祉づくりへの関心が高まり、地域住民の福祉活動が盛んになっています。
- ・社会福祉事業者が増え、住民と一体となって、だれもが住みなれた地域で安心していきいきと生活できる地域社会を支えています。
- ・地域福祉に関する拠点機能を中心に、さまざまな分野の人々が集っています。

【d 施策の基本方針】

- 市民一人ひとりが地域福祉に対する理解を深め、地域全体が互いに支え合う地域福祉社会の確立を目指します。
- 地域福祉社会実現の推進役となる、社会福祉協議会をはじめとする諸団体、ボランティア、NPOなどの活動を支援します。
- 住民、機関、団体などのネットワーク化やその核となる活動拠点機能の充実を図ります。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市 民

- ・明るい地域社会を築くため地域活動に参加し、お互いに助け合いに努める。

◎社会福祉協議会

- ・地域福祉向上の拠点機能を果たし、支部組織の活性化を推進し地域づくりリーダーの指導・育成に努める。

◎団体・ボランティア・事業者

- ・福祉ボランティア・NPO活動の一層の推進を図る。
- ・民生児童委員協議会・老人クラブ・ボランティア連絡協議会・保護司会など関係団体の一層の連携を図る。
- ・地域社会の一員として、地域の問題の解決や地域文化の継承などの取組に協力するよう努める。

◎学校等

- ・日頃の教育や保育活動を通じて、家庭や子どもの問題の発見に努め、他の主体と協力や連携できる体制づくりを進める。

◎市（行政）

- ・「社会福祉協議会」の運営に対し支援をする。
- ・地域福祉計画を推進する。
- ・福祉拠点の整備を促進する。
- ・民生児童委員（福祉委員）の活動を支援する。

【 f 施策の項目・内容】

3-1-1 心が通じる地域福祉を確立する

（1）福祉サービスの利用体制の整備

- 「地域福祉計画」に基づき、市民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、互いに支え合う心の通った地域福祉社会確立に向けた体制づくりを進めます。

（2）福祉サービス拠点機能の充実

- 地域福祉の総合的な拠点機能を持つ施設の存続・充実に向けた検討をします。

3-1-2 人材・サービスの情報ネットワークをつくる

（1）福祉を担うさまざまな主体の育成

- 社会福祉協議会の運営に対し、各種相談体制の強化をはじめ、事業の充実・強化ができるよう支援します。
- 民生児童委員（福祉委員）の活動を支援します。
- 保護司会などが行う社会を明るくする活動を支援します。

（2）ネットワーク化の支援

- 住民、ボランティア、NPOなどの福祉活動や人材・サービスの情報ネットワーク化を支援します。

3-2【健康づくり】健康な心や体を市民自らがつくる気持ちを育てる

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延ばすために、市民の健康づくりや予防・健康管理を支援し、健康な心や体を市民自らが育てる意識を高めます。また、市民一人ひとりの主体的な健康づくり活動を支援していくために、医療機関や健康づくり推進協議会の構成団体などと連携を図ります。

【a 現状と課題】

- ・ 少子高齢化社会において、高齢者の健康維持や社会参加は地域の活力を左右する重要な課題であり、高齢者の健康寿命を延ばすことが期待されています。
- ・ 健康寿命の延伸と健康格差の縮小並びに生活習慣病の発症や重症化予防を目的として策定した「健康アップ千曲21（第二次）」及び「保健事業実施計画（データヘルス計画）」により、保健事業を推進する必要があります。
- ・ 生活習慣病の中でも、動脈硬化による脳卒中や心筋梗塞などの心血管疾患、腎疾患の発症や重症化予防のための生活習慣改善等の健康づくりが必要です。
- ・ 悪性新生物による死亡者は、死因の第一位で全体の3割弱を占め、早期発見、早期治療のために受診率向上が必要です。
- ・ 新型インフルエンザ等の感染症予防と正しい知識の普及が必要です。

【b 達成方針実現の姿】

- ・ 市民一人ひとりの健康に対する意識が高まり、健康診査・がん検診により疾病の早期発見が図られ、生活習慣病の重症化や65歳以下の死亡者（早世）が抑制され、健康の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）が延びています。
- ・ 健康診査・がん検診の受診者においては、生活習慣病等の重症化が予防でき、医療費が抑制されています。
- ・ 感染の恐れがある疾病の発生及びまん延が予防されています。

【d 施策の基本方針】

- 市民に健全な生活習慣の重要性を啓発し、医療機関や健康づくり推進協議会の構成団体などと連携を図りながら、健康意識の向上を支援します。
- 疾病予防のため予防接種、各種健診（検診）の受診率向上を図り、市民の健康づくりを支援します。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・各種健診(検診)の重要性を理解し、健診(検診)を受け、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活している。
- ・一人ひとりが予防接種の必要性を理解し、接種を心がける。

◎市(行政)

- ・各種健診(検診)や予防接種を実施し、受診を勧奨する。
- ・健康診査及び保健指導を実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防する。
- ・健康づくりの知識の啓発・普及に努める。

【 f 施策の項目・内容】

3-2-1 生活習慣病等や感染症の予防を進める★

(1) 生活習慣病等予防の推進（総合戦略5-3①）

- 生活習慣病についての啓発を行い、特定健康診査の受診を勧めます。
- 生活習慣病予防に関する情報の提供に努めます。また、生活習慣の改善が必要な人には、具体的に生活習慣の改善が実施されるよう支援します。
- 健診データに基づき、個別保健指導を実施し、脳・心・腎疾患などの生活習慣病の発症や重症化を予防します。
- がんについての啓発を行い、検診の受診を勧めます。

(2) 感染症予防の推進

- 新型インフルエンザなどの感染症に対し、その予防と正しい知識の普及を図り、まん延を予防します。
- 結核を早期発見するための検診の受診を勧めます。
- 乳幼児期及び学童期に必要なヒブ・肺炎球菌・BCG、四種混合、麻しん風しん、水痘、日本脳炎などの予防接種や高齢者を対象としたインフルエンザなどの予防接種に関する正しい情報を提供して、接種率向上を図ります。

3-2-2 市民の主体的な健康づくりを支援する★

(1) 計画的な健康づくりの推進

- 「健康づくり計画（健康アップ千曲21）」に基づき、栄養と食生活に視点を置いた食育や身体活動、こころの健康、歯の健康、たばこ対策、生活習慣病予防など健康づくりを推進します。（総合戦略5-3①）
- 「保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、健康・医療情報（特定健康診査の結果やレセプト※）などのデータを活用し、PDCAサイクルの考えで、効果的かつ効率的な保健事業を実施し、生活習慣病の発症や重症化予防を図ります。（総合戦略5-3①）
- 体力や生活習慣に応じた健康づくりへの個別支援に取り組みます。（総合戦略5-1①）
- 医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力を得て、健康サポート連携事業を推進します。（総合戦略5-3②）

(2) 心身の健康づくりの支援

- 自殺予防を含めた心身の健康に関する相談体制の充実を図ります。
- 市営入浴施設（白鳥園など）において、軽運動など健康増進に向けた事業の充実や、世代間交流の場としての利用を図ります。

※患者が受けた診療について、医療機関が健康保険組合などに請求する医療費の明細書。

3-3 【保健・医療】いつでも適切な医療を受けられる体制をつくる

かかりつけ医の普及など地域医療体制の充実を図るとともに、関係機関と連携して高度医療や救急医療にも対応できる医療体制を構築し、市民が安心して健康な生活を送れる医療体制の確保に努めます。

【a 現状と課題】

- ・急速な少子高齢化の進行、医療技術の飛躍的進歩、国民の医療に対する意識の変化など、医療を取り巻く環境は著しく変化しています。そのため、患者の視点を尊重した質の高い効率的な医療提供体制の構築が求められています。
- ・また、患者に対する幅広い医療情報が提供され、患者の選択を尊重した医療体制が求められています。

【b 達成方針実現の姿】

- ・病気やけがの状態に応じて、必要な医療が適切に受けられる医療体制が整っています。
- ・小児医療を含めた救急医療体制が整っています。

【d 施策の基本方針】

- かかりつけ医の普及を図ります。
- 夜間初期救急実施病院への支援を行うなど、関係機関と連携して救急医療体制の確保・維持を図ります。
- 無医地区の医療確保について、医師会に協力を求めています。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・かかりつけ医を持つなど日常生活圏で必要な医療を確保する。
- ・病気やけがの状態に応じて、適切な医療が受けられる。

◎市（行政）

- ・休日当番医（医科・歯科など）・薬局の情報を提供する。

- ・ 救急病院、救急診療所の確保に努める。

【 f 施策の項目・内容】

3-3-1 地域の医療提供体制の充実に努める

(1) かかりつけ医の普及

- 第一次、第二次、第三次救急医療体制がしっかりとその専門性を発揮するために、第一次のかかりつけ医の普及を図ります。

(2) 無医地区の医療確保

- 最短医療機関が最も遠い大田原地区に、医師会の協力を得て出張診療を実施します。

(3) 関係機関への働きかけ

- 国・県をはじめ関係機関に、不足する診療科の医師及び医療従事者等の確保について働きかけます。

3-3-2 救急医療体制の充実に努める

(1) 救急医療体制の充実

- 夜間初期救急医療の確保を図るため、実施病院を支援するとともに、関係機関と連携して救急医療体制の確保、維持を図ります。

(2) 休日当番医制・病院群輪番制の推進

- 第一次救急医療体制として医科、歯科の休日当番医制、さらに第二次として病院群輪番制を、医師会等の協力のもとに推進します。

3-4 【高齢者福祉】 高齢者が生きがいを持って暮らせる環境をつくる

高齢者の豊かな知識や経験が生かせる就労及び生きがいづくり対策に取り組みます。

また、介護予防の推進など自立支援対策を進めるとともに、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域の支え合い体制づくりを進めます。

【a 現状と課題】

- ・年々、高齢者の人口が増加する中、特に75歳以上の高齢者の割合が高くなっており、高齢化率は国の平均より高くなっています。また団塊の世代は高齢期を迎え、少子化の進行とあいまって、本市の高齢化は急速に進んでいます。
- ・このような状況に加え、「一人暮らし高齢者」「高齢者のみの世帯」「認知症高齢者」「要介護認定者」の増加が、「孤独死」「老老介護・認認介護」「高齢者虐待」という現象を生み、社会問題となっています。
- ・高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気で安心して暮らし続けていくために、「地域包括ケア」を進めています。日常生活圏域内で住み続けられる住まいが確保されていて、適正な介護サービスが早期に利用でき、在宅で過ごしていけるように、医療と介護の連携強化を図るとともに、要介護状態などにならないための予防やその状態になっても重症化を防ぐ取組を一層進める必要があります。また、高齢者人口の増加と高齢者の生活課題が多様化している状況を踏まえ、既存の介護サービスにあわせて、ボランティア・NPO・地域団体・事業者等の協力を得ながら、地域での見守り、配食、買い物の支援といった生活支援サービスの充実が求められています。高齢者が気力を持って活動できる生活環境づくりを進め、地域全体で支え合う福祉社会の形成が今まで以上に重要です。
- ・「老人福祉計画」「介護保険事業計画」に基づき、各種のサービス事業を推進していますが、利用者は年々増加傾向にあるため、継続的・安定的かつ適正な介護サービス利用につなげる必要があります。
- ・また、高齢期を迎えた団塊の世代は、現状の健康や体力を維持しつつ、地域社会の中で自らの経験と知識を生かしていくことが求められています。
- ・さらに、高齢者の多様性・自主性を十分に尊重しながら、高齢者の生きがいや健康づくりを進めていくことが重要です。

【b 達成方針実現の姿】

- ・多くの高齢者が自分の経験・知識・能力を生かし、意欲や目標をもって社会参加をしています。
- ・元気な高齢者が、支援を必要とする高齢者を支えるなど、地域の助け合い、支え合いの理念に基づいた社会（地域）貢献をしています。
- ・生活習慣病予防に取り組み、健康増進や介護予防に努めています。

- ・高齢者自らが、身体状況に合わせ、自らの意思と選択により質の高いサービスを利用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らしています。
- ・認知症の人やその家族に寄り添い、認知症があっても住み慣れた地域の中で安心して暮らしています。

【d 施策の基本方針】

- 住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域包括ケア」システムの構築により、高齢者が日常生活圏域を中心にできる限りいつまでも地域で暮らし続けられるような体制を作ります。
- 高齢者が自らの心身に応じて必要なサービスを選択し、自主・自立が確保でき生きがいに満ちた生活環境を作ります。
- 認知症の人の尊厳が保障され、安心して暮らせる生活環境を作ります。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・自分の健康・体力を維持する。
- ・子どもから高齢者まで、地域の支え合い活動に参加する。
- ・長年培った経験や知識、技術などを地域に還元する。
- ・高齢者の暮らしを支えるような活動や地域づくりに関わり、地域や行政と連携する。
- ・認知症の人やその家族、地域の人、認知症にかかわる専門職が相互に交流を深める。

◎市（行政）

- ・生活支援サービスの担い手の育成、高齢者のニーズの把握、関係者のネットワーク化を図り、継続的・安定的かつ適正な介護サービスの利用ができるよう取り組む。
- ・身近な介護サービス体制の整備を図り、相談やサービスを利用できる環境を作る。
- ・認知症を理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者の養成に取り組む。
- ・高齢者の介護予防や閉じこもり防止、健康維持のため、高齢者等の交流の場などで「健康体操」の普及拡大を図る。

【 f 施策の項目・内容】

3-4-1 高齢者の生きがいと社会参加を支援する★

(1) 元気な高齢者への支援

- 高齢者の健康増進や教養の向上、高齢者同士や多世代の交流など、生きがい活動を通じてその能力を生かし、意欲や目標をもって社会参加ができるよう支援します。(総合戦略5-2①、③)
- 老人クラブなど的高齢者の主体的な活動を支援します。
- 高齢者を中心に「健康体操」などの普及を進めます。(総合戦略5-4①)

(2) 高齢者雇用対策の推進 (総合戦略5-2②)

- 健康で働く意欲のある高齢者が、活力ある地域社会づくりに貢献していくために、シルバー人材センターなどの活用により、高齢者の雇用促進・働く場の創出を目指します。

3-4-2 高齢者の自立した生活を支援する★

(1) 包括的なサービス提供・相談体制の確立 (総合戦略5-4③)

- 高齢者福祉サービスのニーズに応じた提供体制を整備するとともに、高齢者の憩いの場としての居場所づくりに取り組みます。
- 総合相談支援事業として、高齢者や家族などの相談を受け、適切なサービスの利用につながるよう相談体制を整備します。

(2) 介護予防の推進 (総合戦略5-4①)

- 介護予防に関する知識の普及や啓発を図り、要介護状態などにならないための予防や重症化予防に重点をおいた活動を展開し、介護予防ボランティアの活動を支援します。

(3) 認知症対策の推進 (総合戦略5-4②)

- 認知症の人が、住み慣れた地域で、尊厳のある生活を送れるよう、認知症への理解を広めるとともに、認知症の人やその家族が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3-4-3 介護サービスの利用促進★

(1) 介護サービスの質の確保 (総合戦略5-4①)

- サービス利用者の自立支援につながる適切なサービス確保のために、事業者指導育成や給付の適正化に向けた取組を進めます。

(2) 介護サービス基盤の整備 (総合戦略5-4③)

- 「しなのの里ゴールドプラン21」と整合性を図りながら、国などの補助金を活用し、計画的に介護サービス基盤の整備を促進します。

3-5 【障がい者福祉】 障がい者の自立をみんなで支えるしくみをつくる

就労支援対策や社会のさまざまな分野への参加を可能にする取組を進めるとともに、在宅サービスの充実など多様な要望に応えられる生活支援体制を整備し、障がいのある人が自立でき、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認めあいながら活躍できるしくみを整えます。

【a 現状と課題】

- ・市内の障がい者は年々増加しており、その障がいの程度は高齢化の進行とともに重度化の傾向にあります。
- ・障がい者の社会参加と自立を支援するための啓発活動、交流、ふれあい事業などを継続して実施する必要があります。
- ・障がい者自らの希望が実現できるように、自立と社会参加を図ることが重要です。このため、就労移行などの継続支援を図る必要があります。

【b 達成方針実現の姿】

- ・自立しようがんばっている障がい者を、地域が積極的に応援しています。
- ・障がいのある人もない人も、住み慣れた地域でお互いに尊重しあいながら、暮らしています。
- ・障がいのある人が、必要な支援や福祉サービスを利用しながら、地域でいきいきと暮らしています。

【d 施策の基本方針】

- 障がい者と地域住民とのふれあいを通じて、相互理解の促進を図ります。
- 障がい者自らの希望に応じて、地域での暮らし方を設計・選択できるよう、雇用機会の拡大に努めるとともに、自立支援、地域生活支援などの充実を図ります。
- 手話通訳や外出支援などのボランティア活動の育成と活動を支援します。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・障がい者に対する理解を深め、人権意識の高揚を図る。

- ・地域住民、ボランティア活動などのふれあいを通じ、相互の連携を深める。
- ・各支援団体とともに、障がい者の社会参加の場を広げる。

◎市（行政）

- ・自立支援の体制を維持発展する。
- ・各種支援サービスを充実する。
- ・ボランティア活動を支援する。
- ・障がい者や家族に対する支援を行う。
- ・障がい者差別解消法の推進を図る。

【 f 施策の項目・内容】

3-5-1 障がい者の社会参加を支援する

(1) 障がい者の社会参加の支援

- 障がい者の社会参加に向け、啓発活動を推進し、交流などを促進します。
- 手話通訳や外出支援などのボランティア活動の育成と活動を支援します。

(2) 障がい者が暮らしやすいまちづくりの促進

- 障がい者などの利用に配慮した公共施設の整備や住宅改良の助成などを通じて、障がい者にとって暮らしやすいまちづくりを促進します。

3-5-2 障がい者が安心して生活できる環境をつくる

(1) 障がい者の雇用と就労支援の充実

- 関係機関との連携を図り、職場実習、職場適応訓練などを実施するとともに、事業主などに障がい者雇用の促進について啓発を図ります。
- 障がい者福祉施設の改修、施設の新設を支援します。

(2) 障がい者の地域生活支援の充実

- 障がい者が安心して地域生活を送れるよう支援します。
- 市民や市内事業者に「障害者差別禁止法」の趣旨を啓発し、障がい者の状況に応じた合理的な配慮を促します。

(3) 障がい者の家族への支援

- 障がい者に対する家族の理解は何にもまして大切なため、家族支援を図ります。

3-5-3 福祉サービスを充実させる

(1) 障がい者福祉施策の推進

- サービス提供体制の確立、効果的、効率的なサービス利用を促進し、自立支援給付、地域生活支援事業を推進します。
- 障がい者が住み慣れた地域社会で安心して生活を送れるよう、「障害者計画」「障害福祉計画」に従い、生活環境の整備を継続して進めるとともに、各種サービスの充実を図ります。

3-6 【生活支援】安定した生活を送れるまちをつくる

日常生活に困窮する家庭や母子・父子・寡婦家庭の自立に必要な支援・援助を行うとともに、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険など社会保障制度の長期的安定運営に努め、市民が健康で文化的な生活を送れる体制を築きます。

【a 現状と課題】

[低所得者福祉]

- ・生活保護制度の被保護世帯数はほぼ横ばい傾向にありますが、母子世帯などの就労難や高齢者世帯による生活相談が増加していることから、就労支援員による就労支援、各種制度の活用や相談体制の充実を図り、自立支援を推進する必要があります。
- ・福祉医療制度は医療保険の補完的な存在として市民の負担軽減を図っていますが、さらなる制度の充実に努める必要があります。
- ・住宅困窮者に対応するため、公営住宅の計画的な管理が必要です。

[国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険]

- ・国民健康保険の医療給付費は、加入者の高齢化や医療技術の高度化により高い水準にあります。
- ・医療費の適正化を図るとともに、適正な保険税負担に配慮しつつ、財政基盤の安定に努める必要があります。
- ・平成30年度から国民健康保険の運営が県域化します。
- ・後期高齢者医療制度は、制度の周知や安定運営に努める必要があります。
- ・高齢者人口の増加にともない、介護保険サービスの利用者は年々増加傾向にあるため、「地域包括ケア」システムを構築し、介護保険制度の周知や安定運営に努める必要があります。

[国民年金]

- ・国民年金制度の安定した運営を維持するため、制度の周知や加入を促進し、年金受給権の確保を図る必要があります。

【b 達成方針実現の姿】

- ・だれもが健康で文化的な生活を送っています。
- ・福祉医療制度をはじめ各種制度が十分理解され活用されています。
- ・医療保険制度の財政基盤が安定し、安心して医療が受けられる環境となっています。
- ・一人ひとりが自らの健康管理により、健康な日常生活を送っています。
- ・年金受給権が確保され、安心した老後を送れます。

【d 施策の基本方針】

- 病気や障がい、経済的な困難を抱えた場合の生活、老後の生活を支える支援制度や社会保障制度の安定的な運営に努めます。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・生活保護制度の理解を深め、自立援助に協力する。
- ・特定健康診査、保健指導を受ける。
- ・適正な受診により医療費の軽減に努める。

◎市（行政）

- ・被保護世帯の実態に即した処遇方針に基づき、計画的な訪問指導を行う。
- ・適正受診が行われるように、情報提供に努める。

- ・各種健(検)診・保健指導を充実する。
- ・計画的な公営住宅の管理を行う。

【f 施策の項目・内容】

3-6-1 生活基盤の安定を支援する

(1) 低所得者に対する支援の充実

- 千曲市生活就労支援センター（まいさぼ千曲）の充実を図り、生活困窮者の自立に向けた支援に努めます。
- 被保護世帯の実態に即した処遇方針により、生活保護制度の適正な運営を図り、自立に向けた援助に努めます。
- 民生委員などと連携し、相談機能の充実を図り、自立に向けた援助に努めます。

(2) 福祉医療制度の充実

- 経済負担の軽減を図るため、福祉医療制度の充実に努めます。

(3) 公営住宅の管理

- 住宅困窮者に対応した公営住宅の計画的な管理を行います。

3-6-2 健全・適正な社会保障制度の運営を行う

(1) 国民健康保険制度の円滑な運営

- 国民健康保険が長期的に安定運営できるよう、財政基盤の強化を図ります。
- 「特定健康診査等実施計画」及び「保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、生活習慣病の発症及び重症化予防を支援します。
- 特定健康診査・保健指導により、生活習慣病有病者・予備群を減少させるとともに、医療機関から自治体に請求される国民健康保険の請求書を点検すること（レセプト点検）により、医療費の適正化に努めます。
- 運営の県域化に向けて、着実な準備を行います。

(2) 後期高齢者医療制度・介護保険制度の安定運営

- 後期高齢者医療制度の安定運営を確保します。
- 医療保険と介護保険の連携を図りながら、制度の周知と安定運営に努めます。

(3) 国民年金制度の充実

- 関係機関と連携を図りながら、広報活動や年金相談などを通じ、制度の普及・啓発に努めます。
- 免除などの案内により、保険料未納者の解消と未加入者への適用推進に努め、市民の年金受給権の確保を図ります。

第4章 災害に強く、安全で心穏やかに暮らせるまち

市民生活や企業活動を営むうえで、安全・安心で快適な生活環境の確保は、まちづくりの基本的な課題です。

このため、地震や風水害など災害への備えの充実や防災力の向上を第一に、公園・緑地、上下水道など生活基盤の整備や交通安全対策の充実を図り、市民一人ひとりの生命と財産が守られ、災害に強く心穏やかに暮らせる安らぎと潤いのあるまちづくりを進めます。

4-1【安全・安心】安全で安心な暮らしを確保する

防災基盤や緊急時の総合防災体制が整った大規模自然災害にも強いまちづくりを進めるとともに、地域ぐるみで犯罪を未然に防止する取組や、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚など、まちの安全性を高め、市民が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

【a 現状と課題】

[防災]

- ・東日本大震災や熊本地震の発生をはじめ、近年、台風及び集中豪雨による水害・土砂災害など想定外の大規模な自然災害が全国各地で発生しています。このような自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な地域を計画的につくりあげることが求められています。
- ・本市では、糸魚川―静岡構造線断層帯（北部区間）を震源とするM7.7程度の地震が発生すると、震度6強程度の揺れとなり、大きな被害となることが想定されています。また、大規模には至らないものの、台風や集中豪雨による水害等が発生しています。
- ・災害に対し、区・自治会が市民、事業所及び消防団などと相互に協力し、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進する必要があります。
- ・「市地域防災計画」がより実効性あるものとなるよう、防災基本計画及び県地域防災計画の修正を反映し、必要に応じて見直しをする必要があります。

[交通安全]

- ・本市では、交通事故発生件数、負傷者数とも減少傾向にありますが、死亡者数は横ばいで推移しています。なお、被害者、加害者ともに高齢者の割合が多い傾向にあります。
- ・交通安全を確保するため、市民・民間団体・関係行政機関が連携し、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全対策を推進する必要があります。

[防犯]

- ・社会情勢の複雑化や情報化の進展などを背景に、「振り込め詐欺」や「架空請求」「未公開株購入の勧誘」など巧妙で悪質化した犯罪が増加しています。特に高齢者を対象とした「オレオレ詐欺」に代表される特殊詐欺被害の発生が深刻な状況となっています。また、子どもや女性が被害者となる凶悪事件、窃盗、車上狙いなどが全国的に多発しています。
- ・市内の犯罪件数は、年々減少傾向にあります。さらに犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、関係者が力を合わせて防犯対策を推進する必要があります。

【b 達成方針実現の姿】

[防災]

- ・市民の危機管理意識が高まるとともに、防災施設、避難経路等の整備（ハード施策）とハザードマップの活用・避難訓練の実施（ソフト施策）の組合せにより災害時に迅速かつ的確に対応できる体制が整い、災害に強いまちが形成されています。

[交通安全]

- ・市民が高い交通安全意識を持ち、交通マナーが徹底されています。
- ・交通事故発生件数、死者・負傷者数が大幅に減少しています。

[防犯]

- ・消費者への正しい知識や情報が提供され、消費者トラブルがなくなっています。
- ・地域、関係者が連携して防犯活動が行われ、犯罪件数が減少しています。

【d 施策の基本方針】

- 甚大な自然災害に備え、総合的かつ計画的な防災対策の整備を進めます。
- 市民、事業所、地域、行政関係機関が連携するなかで、安全・安心のまちづくりに向けた総合的な推進体制を整備します。
- 防災・交通安全・防犯に関する意識の高揚を図り、訓練などにより緊急時に備えるとともに、市民の自主的な活動を育てます。
- 災害や事故、犯罪から市民生活を守るうえで必要な治山・治水対策やまちの施設や各種設備の整備を進めます。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市 民

- ・防災への関心を高める。
- ・防災訓練や防災懇談会へ積極的に参加する。
- ・交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践に努める。

◎地 域

- ・共助の中核となる自主防災組織の体制及び活動の充実・強化を図る。
- ・消防団活動への理解及び支援を行う。
- ・防犯活動を強化する。

◎事業者

- ・災害時に電気、ガス、上下水道、道路、通信などの社会基盤（インフラ）の迅速な復旧など、地域に貢献する。
- ・従業員の安全運転管理の徹底と意識高揚を図る。

◎学校・幼稚園・保育園

- ・交通安全教育を推進する。
- ・通園・通学時の安全対策を進める。

◎団体・ボランティア

- ・防災活動や交通安全活動、防犯活動に参加・協力をする。

◎市（行政）

[防災]

- ・「市地域防災計画」の定期的な計画の見直し、修正を行い、計画に基づく防災対策の推進を図る。
- ・治山、治水などの防災対策事業を総合的、計画的に推進する。
- ・木造住宅の耐震診断と耐震補強を促進する。
- ・堤防の脆弱箇所や低水路護岸などの整備を国・県へ要望する。

[交通安全]

- ・交通安全施設などを整備する。
- ・交通安全に関する情報提供に努め、意識の高揚、啓発を図る。

[防犯]

- ・市民の防犯意識の高揚を図る。
- ・犯罪防止のための環境を整備する。

【 f 施策の項目・内容】

4-1-1 災害に強いまちをつくる★

(1) 千曲市国土強靱化地域計画の策定

- 甚大な被害の復旧・復興の対策とともに、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復を図る計画の策定を進めます。

(2) 防災計画等の整備・策定

- 防災基本計画、県地域防災計画の修正を反映し、必要に応じ計画の見直しを行います。
- 災害時に行政組織として機能を維持するための「業務継続計画」(BCP)を策定します。

(3) 危機管理意識の高揚と総合防災体制の整備(総合戦略2-3②・4-5①)

- 総合防災訓練や地区防災懇談会などを開催し、市民の危機管理意識の高揚を図ります。
- 区・自治会単位で、地域を守る自主防災組織の組織強化とともに「地区防災計画」策定に向けた支援を行います。
- 要支援者、要配慮者に対する災害時の支援体制を充実します。
- 「災害時相互応援協定」を踏まえ、大規模災害で被災した場合の対応を検討します。
- 企業が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、重要業務の継続あるいは早期復旧を図っていくための「事業継続計画」(BCP)の策定づくりを支援します。

(4) 消防・救急体制の充実(総合戦略4-5②)

- デジタル防災行政無線の整備を進めます。
- 消防・防災体制の充実強化を図るため、消防団員の確保と活動環境の整備を進めます。

(5) 消防・防災施設の整備と資機材の充実

- 防災施設や関連資機材を計画的に整備し、災害に備えます。
- 消防資機材の充実を図ります。
- 災害時の緊急情報伝達手段として、屋外告知放送システムやメール配信システム、SNSの有効活用を図ります。

(6) 耐震、治水・治山対策の充実

- 木造住宅の耐震化対策を推進します。
- 1級河川の整備を国・県など関係機関に働きかけるとともに、市が管理する河川や下排水路の整備を進めます。
- 山地部の沢や溪流などの治山・砂防事業を推進します。

4-1-2 安全で安心できる交通社会をつくる

(1) 交通安全意識の高揚と推進体制の充実

- 交通安全意識の向上を図るため、広報・啓発活動を推進します。
- 交通安全推進機関・団体と連携し、交通安全運動を推進します。
- 学校、幼稚園、保育園などにおける交通安全教育を推進します。
- 県民交通災害共済加入促進を図ります。

(2) 交通安全施設の整備

- 交通安全施設の計画的な整備を国・県などと協力して進めます。
- 通学路や幹線道路に歩道の設置を進めるとともに、段差解消などのバリアフリー化を図ります。

(3) 生活道路の整備

- 大切なインフラである道路を長期にわたり使えるよう傷んだ箇所の補修を行い、狭い道路は地域の力を得ながら拡幅整備します。
- 冬季間の交通確保を図るため、市民の理解と協働により効果的な除雪対策を進めます。

4-1-3 犯罪がおきない地域をつくる

(1) 防犯対策の充実

- 犯罪手口などの情報提供・啓発活動などにより、防犯意識の高揚を図ります。
- 防犯関係団体・機関や地域と連携し、パトロールなど防犯活動を積極的に推進します。
- 関係団体・家庭・学校・ボランティアが連携して地域の防犯活動を進めます。
- 青色防犯パトロールを強化し、園児や児童を犯罪被害から守ります。
- 防犯灯の設置など、犯罪防止のための環境を整備します。

(2) 消費者トラブルの撲滅

- 消費生活センターにおける相談業務の充実を図ります。
- 消費者に対し、正しい知識の普及と情報提供を図ります。

4-2【公園・緑地】花や緑があふれる潤いのあるまちをつくる

安らぎと潤いのある空間を確保するため、公園・緑地の計画的な整備、街路や公共施設の緑化をはじめ、市民が行う植樹などの緑化活動を支援し、花や緑があふれるまちづくりを進めます。

【a 現状と課題】

- ・都市公園は、平成27年度末現在、44箇所68.36ヘクタール、市民一人当たり11.33平方メートルとなっています。その他に、区や自治会等が管理する公園・緑地及び児童公園などの広場があります。
- ・公園・緑地は、憩いやくつろぎの場であるだけでなく、交流やコミュニティ形成の場、体力作りの場、自然教育の場など、さまざまな役割を果たしており、施設や遊具の安全管理が求められています。
- ・近年は、身近な地域公園の要望が強いことから、計画的な整備・配置とともに、地域住民や各種団体などとの協働による維持管理を進める必要があります。
- ・保存樹木の指定や植樹などの緑化活動を通じて、市民の自主的な緑化意識を高めていく必要があります。

【b 達成方針実現の姿】

- ・散策・遊び・スポーツ・交流・自然などのふれあいを楽しむ市民のレクリエーションの場や子育て・高齢者の憩いの場として、公園・緑地が利用されています。
- ・地震、洪水や土砂崩れなどの災害時に避難場所として活用できる安全で安心なオープンスペースとして、公園や緑地が整備されています。
- ・地域の公園は、地域住民や各種団体などとの協力により維持・管理されています。
- ・街路沿いの植栽など市民による緑化活動が市内全域で行われ、保存樹木や保存樹林が風景のポイントになるなど、美しいまちが形成されています。

【d 施策の基本方針】

- 公園・緑地の整備・保全や施設・遊具の安全管理を進めます。
- 地域住民や各種団体などとの協働による地域の公園の維持・管理を進めます。
- 街路沿いの植栽など身近な場所の緑化を進めます。
- 緑化意識の高揚を図りながら、身近な場所の緑化とともに、地域の大切な樹木を保護し、

美しいまちづくりを進めます。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・公園・緑地の整備や維持管理に積極的に参画する。
- ・保存樹木などを管理する。
- ・市民団体による緑化活動を行うなど、緑化意識を高める。

◎市（行政）

- ・計画的な公園・緑地の整備を進める。
- ・施設や遊具の安全管理を行う。
- ・市民と協働による公園・緑地の維持管理を進める。
- ・情報提供や技術指導など、市民の主体的な活動に必要な支援を行う。
- ・緑化活動に対する支援を行う。

【 f 施策の項目・内容】

4-2-1 誰もが心地よく感じるオープンスペースをつくる

(1) 公園・緑地の整備・活用

- 計画的な公園・緑地の整備と適正な活用を図ります。
- 地域住民や各種団体などとの協働により、公園・緑地の整備や維持管理・清掃活動などを進めます。

(2) 施設・遊具の安全・管理

- 施設の老朽化対策を講じ、長寿命化を図ります。
- 施設・遊具を恒常的に点検し、適正な対策を講じます。
- 区・自治会で管理する遊具の安全が確保されるよう、新設・修理・撤去を支援します。

(3) 身近な緑化の推進

- 区や自治会など市民が主体的に行う植栽などを支援し、緑化意識の高揚を図ります。
- 保存樹木などの所有者に、保全について必要な指導や助言を行います。

4-3 【上下水道】きれいな水の循環を保つ

安全で良質な水道水の安定供給や、下水道などの整備による生活排水の適正な処理を推進するとともに、地下水の保全と適正利用を進め、良好な水循環を構築します。

【a 現状と課題】

- ・ 県営・市営水道施設の耐震化と長寿命化の整備が必要です。
- ・ 生活排水による河川の水質汚染改善のため、公共下水道の接続や合併浄化槽の設置及び適正な管理を推進しています。
- ・ 引き続き地下水汚染の防止を図るとともに、工場排水や生活排水などによる水質汚染を防止することが重要です。

【b 達成方針実現の姿】

- ・ 各家庭で安全でおいしい水が提供されています。
- ・ 下水道の普及により河川が浄化され、衛生的で快適な生活を送ることができます。
- ・ 河川・地下水の浄化により、水の利用が拡大されています。
- ・ 水辺にホタル、トンボなどの多様な生き物が復活しています。

【d 施策の基本方針】

- 安全・安心なおいしい水を安定して供給します。
- 下水道などの普及により河川浄化を図り、衛生的で快適な生活を確保するとともに、ホタルなどの復活を図ります。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・ 県営・市営水道ともに節水に努める。
- ・ 県営水道エリアについては、自家水（井戸水）から上水道への転換に努める。
- ・ 日常排水など水質浄化への意識を高める。
- ・ 下水道の接続や浄化槽の設置に努める。
- ・ 宅地内の下水道排水設備の管理、清掃を行う。
- ・ 浄化槽の適正な維持管理や清掃を行う。

- ・子どもたちをはじめ、一人ひとりが積極的に環境学習に取り組む。

◎市（行政）

- ・県営水道については、未加入地区の解消や普及率の向上に努める。
- ・市営水道の水源保全に努め、安全・安心な飲み水を提供する。
- ・市営水道施設の維持・管理を適正に行うとともに、耐震化・長寿命化を図る。
- ・公共下水道の維持・管理を適正に行うとともに、施設の長寿命化を図る。
- ・下水道接続の促進を図るとともに、適正な使用マナーの啓発に努める。
- ・倉科、森、羽尾地区農業集落排水の公共下水道接続を進める。
- ・合併浄化槽設置補助金の利用推進により、整備促進を図る。
- ・地下水汚染調査や工場排水調査等を実施し、調査結果を公表する。

【 f 施策の項目・内容】

4-3-1 安全でおいしい水を安定して供給する

(1) 上水道普及率の向上

- 県営水道の普及率向上を図ります。

(2) 上水道の安定供給

- 県営・市営水道ともに水道水の安全・安定供給を図り、健全経営に努めます。
- 市営水道施設の適正管理を行い耐震化・長寿命化を図ります。
- 隣接事業者との広域化について検討を行います。

4-3-2 生活排水やし尿を適切に処理する

(1) 下水道の整備促進

- 下水道の未整備地区の解消を図るとともに、水洗化率の向上を図ります。
- 公共下水道事業の計画区域外においては、合併浄化槽の設置促進を図ります。
- 下水道経営の安定化を目指します。
- 下水道施設の維持管理を徹底します。

(2) 安定したし尿処理体制の構築

- 下水道の普及にともなうし尿・浄化槽汚泥の減少に対応した安定的な収集や処理体制の構築を図ります。

4-3-3 地下水汚染を防止する

(1) 地下水の保全

- 公害等環境調査を定期的に行い、地下水汚染等を監視します。
- 工場排水や生活排水などを監視するとともに県や関係機関と連携を図ります。
- 肥料の適正使用や畜産の糞尿の適正な処理を農業団体などと連携して推進します。

(2) 環境情報の公表

- 環境情報や公害防止に向けた取組を環境報告書（「環境白書」）で公表します。
- 公害等環境調査の結果は、市報やホームページなどで公表します。

4-4 【ごみ処理】「もったいない」の心を大切にする循環型社会をつくる

ごみの減量化に向け、市民一人ひとりが、できるだけごみを出さない出ない生活への意識高揚を図るとともに、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けた取組を進めます。

【a 現状と課題】

- ・我が国の廃棄物処理行政は、平成12年に循環型社会形成推進基本法が施行されるなど、廃棄物の発生を抑制し、資源の循環的な利用を促進しようとする資源循環型社会の構築を目指しています。
- ・国全体における一般廃棄物の排出量は、平成12年度をピークに減少傾向にあり、平成26年度の排出量は平成12年度に比べ19.2%減少しています。
- ・平成26年度における1人1日当りのごみ排出量は、国全体では947g、県全体では838gですが、本市では811g（平成27年度は803g）となっています。
- ・長野県は平成26年度においてごみの排出量少なさランキングで全国1位となっており、「長野県総合5か年計画」で、平成29年度において1人1日当たりの一般廃棄物排出量800g以下を目指していることから、本市も県と一体となっておみ減量化に努めます。
- ・国全体のリサイクル率についてはしばらく上昇傾向にありましたが、平成21年度以降は横ばいとなっています。平成26年度におけるリサイクル率は国全体では20.6%、県全体では23.1%、本市では22.0%（平成27年度は21.1%）となっています。
- ・ごみの減量化・資源化、有効利用の促進、廃棄物行政の効率化などの今日的課題の解決にあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や責任を自覚しながら、さまざまな施策に取り組む必要があります。

【b 達成方針実現の姿】

- ・「ずくを出してごみを減らす」ことが、市民の日常生活の中にいきづいています。
- ・「日頃から使い捨てでない、地球にやさしい製品」を選んで購入しています。
- ・「不法投棄、ポイ捨て対策」の取組が確立されています。

【d 施策の基本方針】

- ・市民・事業者との協働により、包装などの簡素化(リデュース)、使用済み商品の再使用(リユース)及び再生利用(リサイクル)の促進などの3R(スリーアール)を図り、ごみの減量化(発生量・排出量の削減)を進めます。

- ・ごみの分別収集の定着を図るとともに、適正処理推進のため施設整備を進めます。また、不法投棄の防止のため「させない環境づくり」対策を進めます。
- ・自然災害により発生する、災害廃棄物の処理対策を確立します。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・ごみの分別を徹底する。
- ・ごみになるものは持ち込まないようにする。
- ・不用になったものの資源化に努める。
- ・ものの寿命を生かした使い方をする。
- ・容器や使用済み製品の自己回収に取り組む。
- ・一定規模以上の廃棄物を排出する事業者は、ごみの削減計画を作成し、市に届け出をする。
- ・食品廃棄物を減らすことに努める。

◎市（行政）

- ・ごみを削減するために、ごみ分別方法などの見直しを進める。
- ・分別の徹底を進める。
- ・資源ごみの回収とバイオマス・リサイクル・システム（剪定枝、生ごみなどのリサイクル）などの有効活用を進める。
- ・ごみ処理コストを公表し、市民のコスト意識を高める。
- ・不法投棄の防止対策を進める。
- ・食品廃棄物の削減に向けた^{にいまる・いちまる}20・10運動(※)を進める。

※20・10運動とは、宴会・会食時における食品ロスを削減するため、乾杯後の20分間（にいまる）とお開きの前の10分間（いちまる）は自席にて食事を楽しんでもらう取組です。

【 f 施策の項目・内容】

4-4-1 計画的なごみ処理対策を進める

(1) ごみ処理対策の推進

- ごみの分別方法やリサイクルについて情報提供や指導を行い、分別収集の徹底を図ります。
- ごみ収集箇所と収集体制の見直しを進めます。
- 排出ルールを守らない不適正排出に対する指導を強化します。
- 長野広域連合が計画するごみ焼却施設の建設推進を図ります。

4-4-2 ごみを出さない出ない生活を目指す

(1) 循環型社会形成に向けた運動の展開

- 分別区分の見直しと分別の徹底により資源化を促進します。
- 資源化できる新たな収集品目について検討します。
- 市民・事業者との協働事業により、食品トレイやレジ袋の削減を進めます。
- ダンボールコンポストなど、生ごみの有機性資源としての活用を進めます。
- ごみ処理有料化による減量効果の維持に努めます。
- 事業系ごみなどの減量・資源化を推進するため、指導を強化します。

(2) 不法投棄の撲滅

- 区・自治会や市民と協力して、監視と通報体制の強化を図ります。
- 不法投棄されない環境づくり（看板・柵・監視カメラ等の設置）を進めます。
- 不法投棄防止パトロールを強化します。

4-5 【地球環境保全】地球環境の保全を意識した社会をつくる

地球温暖化をはじめとする地球環境問題を市民・事業者・行政が共通の課題として認識し、環境にやさしい生活の普及、環境に配慮した事業活動や公共事業を推進するしくみを構築し行動するなど、市民・事業者・行政がそれぞれの責務に応じた役割分担のもとで、地球環境の保全・生活型公害を意識した社会をつくります。

【a 現状と課題】

- ・ 私たちの暮らしを取り巻く環境は、地球の温暖化、大気汚染、水質の汚濁など地球規模での対策が必要となっています。
- ・ 地球温暖化の原因である温室効果ガスは、そのほとんどが私たちの生活や、経済活動から排出されています。持続可能な社会を実現させるためにも省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用による低炭素社会への変革が求められています。
- ・ 「第二次環境基本計画」や「第二次地球温暖化対策推進計画」の実現に向けて、環境市民会議や地球温暖化対策協議会などの市民主体の取組が広がっています。
- ・ 環境問題は、事業者の生産活動や市民の日常生活に深くかかわっているものが多いため、公害問題や環境美化に対する意識やモラルの向上を図り、市民・事業者・行政が一体となって取り組むことが大切です。
- ・ 工場や事業所に起因する公害は減少していますが、野焼きやごみのポイ捨て、山林などへの不法投棄、空き地の管理など、日常生活における環境問題が増えています。
- ・ 今後もさらに、環境問題に対する関心の高まりにあわせて、市民・事業者の自発的な意思に基づく環境活動を発展させていくことが必要です。

【b 達成方針実現の姿】

- ・ 身近な暮らしの中で自然と共生する循環型社会が構築されています。
- ・ 市民、事業者、行政は共に協力し環境負荷を減らすよう取り組んでいます。
- ・ 環境団体や市民と連携してさまざまな環境プロジェクトを実践しています。
- ・ 家庭や事業所では、省エネルギーの積極的な取組や、再生可能エネルギーの利用が高まっています。

【d 施策の基本方針】

- 環境情報や学習機会を提供し、循環型社会への取組、再生可能エネルギーの利用、省エネ

ルギーなどを推進します。

- 家庭や地域でのさまざまな環境活動を支援します。
- 企業や事業所における地球温暖化対策や環境マネジメント活動を支援します。
- 公害を未然に防止するため、定期的に環境調査等を実施します。
- 「第二次環境基本計画」や「第二次地球温暖化対策推進計画」の着実な推進のため、環境団体の活動組織を育成・支援します。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・太陽光や太陽熱など再生可能エネルギーの利用を図る。
- ・ごみの減量化、リサイクル、エコドライブ、徒歩・自転車や公共交通機関利用のエコ通勤、クールビズやウォームビズなど、さまざまな省エネルギーの取組に努める。
- ・エコマーク商品等の購入やLED照明の利用、省エネ・節水型電化製品の使用に努める。
- ・フロン回収や代替フロンの使用削減に努める。
- ・市民団体などが実施する環境活動や緑化活動に積極的に参加する。

◎市（行政）

- ・環境に配慮した公共工事を進める。
- ・街路灯や防犯灯のLED化やエコ商品の購入、再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・「第二次環境基本計画」の具体的な取組を進める。
- ・「第二次地球温暖化対策推進計画」の具体的な取組を進める。
- ・市報や市ホームページなどでの地球温暖化対策などの情報発信を充実する。

【f 施策の項目・内容】

4-5-1 環境にやさしい行動を広める

(1) 環境意識の高揚

- 自然観察会、環境に関する講演会の開催などを通じて理解を深めます。

(2) 環境活動の推進

- ISO14001、エコアクション21など、環境活動に取り組む事業者を増やします。
- 「第二次環境基本計画」や「第二次地球温暖化対策推進計画」を実行します。
- 家庭や事業所では環境負荷の少ないエコ商品や省エネ商品の使用に努めます。
- チェックシートを活用したCO2削減の取組を推進します。

4-5-2 公害の心配のないまちをつくる

(1) 環境調査等の充実

- 地域に密着した公害監視員体制を充実させ、日常生活における公害等を未然に防止します。
- さまざまな公害問題に迅速に対応するため県や関係機関と連携強化を図ります。
- 生活騒音などの生活型公害は、市民が利用しやすい相談窓口を充実します。

(2) 環境報告書等の公表

- 環境情報や公害防止に向けた取り組み状況を環境報告書（「環境白書」）で公表します。
- 公害等環境調査の結果は、市報や市ホームページなどで公表します。

4-5-3 地球温暖化対策を進める

(1) 環境教育の充実

- 小中学校における環境教育を充実し、環境意識を高めます。
- 学校・保育園・幼稚園への出前講座、親子環境学習などを支援します。
- 講演会や学習会を通して、家庭でできる地球温暖化対策の普及を図ります。

(2) 温室効果ガス削減対策の推進

- 「第二次地球温暖化対策推進計画」に基づき、エコドライブ、ゴミの減量化、節電など、日常生活における温室効果ガスの削減に向けた取組の普及を図ります。
- 環境負荷の少ないLED照明などの省エネ商品や節水型商品の使用に努めます。
- フロン回収や代替フロンの使用削減に努めます。
- チェックシートを活用したCO2削減の取組を推進します。

(3) 再生可能エネルギーの利用推進

- 石油や石炭など限りある化石燃料から、太陽光発電、ペレットストーブ、薪ストーブなどの再生可能エネルギーへの切り替え利用を進めます。
- 住宅の断熱性能の向上と自然エネルギーを利用したエコハウスを促進します。
- クリーンエネルギー自動車（電気自動車やハイブリッド車）の購入を促進します。
- 国が進めるエネルギー・温暖化対策支援制度の利用促進を図ります。

第5章 輝かしい歴史文化や美しい自然を未来に継ぐまち

本市には、千曲川や冠着山、旧街道の町並み、温泉など豊かな自然や景観をはじめ、姨捨の棚田、稲荷山重要伝統的建造物群や森将軍塚古墳など多くの歴史的・文化的遺産、さらには地域色豊かな食文化・伝統行事など、後世に残したいふるさとの自慢がたくさんあります。

このため、これら貴重なふるさとの財産の保全・保存・活用に努め、市民一人ひとりがその重要性を再認識しながら、次世代に継承し、地域の新たな活力を生み出すまちづくりを進めます。

5-1【歴史・文化財】輝かしい歴史・文化的遺産を守り、未来に継ぐ

指定文化財の適切な保存に努めるとともに、その他の貴重な文化財の調査を進め、無形文化財の伝承者の養成を支援していきます。また、これら文化財を市民に広く公開し、観光振興や市民の生涯学習活動に生かすとともに、特色ある地域のまちづくりを進めます。

【a 現状と課題】

- ・本市には、「森将軍塚古墳」や「雨宮の神事芸能」など、貴重な歴史遺産や文化財が数多くあります。
- ・これまで地域と行政が協力して保護を進めてきましたが、十分に保護、活用ができないものも多数あります。
- ・特に、遺跡からの出土品や古文書など歴史資料が、収蔵庫に保管されたまま活用されなかったり、個人では保管できない状況のものもあつたりするため、その活用が求められています。
- ・文化財の保護にあたっては、行政の力だけでなく、積極的に社会や市民の協力・参加を得ることが求められます。
- ・また、「姨捨の棚田」のように文化財の保護ということだけでは対応できないものもあり、他の施策とも連携し、「歴史的風致維持向上計画」に基づき多面的に行うことが必要です。

【b 達成方針実現の姿】

- ・歴史遺産や文化財が数多く整備され、市民の協力を得て地域の活性化が図られています。
- ・市民が博物館などの施設や史跡・文化財などを活用し、歴史学習を行っています。
- ・大学などと連携し、文化財の専門的な調査が継続的に行われています。

【d 施策の基本方針】

- 文化財に接する機会を増やし、ふるさとへの誇りとともに、文化財を大切に守り、継承していく意識を育てます。
- 市民参加を得ながら、貴重な文化財の保護活動を進めます。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・文化財保護・伝統文化の継承に関心が高める。
- ・積極的に文化財愛護活動に参加する。
- ・文化財調査に参加・協力する。

◎市（行政）

- ・市民の文化財愛護意識の高揚を図る。
- ・歴史遺産や文化財の保護・活用を図る。
- ・文化財愛護団体の育成を図る。

【f 施策の項目・内容】

5-1-1 貴重な文化財を守る★

(1) 文化財の保存・継承

- 名勝「姨捨（田毎の月）」をはじめとする、市内の指定文化財の保存・継承を図ります。

(2) 歴史的建造物等保護の推進

- 長野県宝「松田家住宅主屋」はじめ、市内の歴史的建造物の保護を図るとともに、歴史的なまちなみの整備を進めます。

(3) 文化財保護施設整備の推進

- 埋蔵文化財や歴史資料を収蔵し、広く活用ができる文化財保護センターの設置を検討します。

(4) 文化財調査の推進

- 市内の文化財や歴史遺産の調査を積極的に進め、指定文化財として登録・保護を図ります。
- 開発にともなう埋蔵文化財の保護に努めます。

(5) 歴史・文化資源を活かしたまちづくりの推進

- 稲荷山重要伝統的建造物群や姨捨の棚田など、「歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史や文化資源を活かした特色のあるまちづくりを推進します。(総合戦略4-3①②)

5-1-2 文化財保護意識の啓発を進める★

(1) 文化財の活用の推進

- 博物館などの文化財施設の充実や文化財の活用を図り、市民の文化財保護意識の高揚を図ります。

(2) 史跡や史跡公園の整備の推進

- 史跡や史跡公園の整備を行い、さらに市民に親しまれるよう、史跡をめぐるコースの整備を検討します。

(3) 史跡等愛護活動の推進

- 市民の文化財愛護意識の高揚を図るため、史跡の維持のためのボランティア活動や森将軍塚まつり・さらしなの里縄文まつりなどイベントへの参加を促進します。

(4) 文化財の研究活動の支援

- 市内に有る歴史的遺産や文化財の保存・活用を図るために、市民をはじめ、大学などの文化財研究活動を支援します。(総合戦略2-4①)

5-2【自然との共生】ふるさとの自然に溶け込み、親しみ守る

市のシンボルでもある千曲川の良い河川環境の保全・再生を進め、親しみやすい水辺空間の創出を図ります。また、里地里山の整備とともに自然に親しむ環境を整え、人との共生を進めます。

【a 現状と課題】

- ・私たちの生活が便利で快適になるにつれ、自然環境に与える負荷は大きくなっています。
- ・農林業の担い手不足などにより農地や里山の荒廃化が進行し、昔ながらの原風景が失われようとしています。
- ・千曲川など水辺空間は、人々にうるおいを与えると同時に、生き物の生息空間としても貴重なものです。しかし近年、アレチウリ、オオクチバス、コクチバスなどの特定外来生物の繁殖により、千曲川で採れたウグイなどの川魚料理を提供する昔ながらの「つけば小屋」も減少傾向にあり、生物多様性や自然生態系など貴重な空間を大切にしていくことが必要です。
- ・このような状況のため、昔ながらの原風景や水辺環境を、自然の宝庫として市民の憩いと自然学習の場として整備するとともに、市民と共に保全活動に取り組み、後世に伝えることが求められています。

【b 達成方針実現の姿】

- ・特定外来生物が駆除され、希少生物が保護されています。
- ・外来種被害予防三原則（生態系に悪影響を及ぼす外来種を入れない、捨てない、拡げない）が守られ、生物多様性や自然生態系が保護されています。
- ・泳ぎたい千曲川が復活しています。
- ・土や石などを使った自然の川づくりがすすみ、トンボやホタル、淡水魚が育っています。
- ・「自然との共生」を大切にした自然体験がたくさんできるまちになっています。
- ・水辺周辺が自然観察や市民交流など、憩いの場として活用されています。
- ・市民の力で里山が整備され、身近な自然として親しまれています。

【d 施策の基本方針】

- 昔ながらの大切な原風景や景観、生物多様性や自然生態系を守り、後世に伝えます。
- 環境情報の発信、環境学習の充実を進め、市民の環境意識を高めます。

- 「第二次環境基本計画」に基づく市民主体の環境プロジェクトや地域ぐるみの自然保護・環境保全活動を実践します。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・ 環境団体などの環境活動に積極的に参加する。
- ・ 河川清掃や水路の維持管理など地域の環境活動に参加する。
- ・ 外来種被害防止三原則を守る。
- ・ 地域等が行う里地里山の整備・活用の取組に参加する。

◎市（行政）

- ・ 地域や環境団体の環境活動を支援する。
- ・ 自然観察などの指導者を育成する。
- ・ 環境情報を積極的に公表する。
- ・ 公共下水道接続を促進する。
- ・ 自然と調和した公共工事を進める。
- ・ 遊歩道や登山道整備を進めます。

【f 施策の項目・内容】

5-2-1 身近な自然に親しみ、守る

(1) 里地里山の保全・活用

- 身近な里地里山の遊歩道や登山道の整備による、親しみやすい環境づくりを進めます。
- 指定保存木制度を活用し、市独自の巨樹・古木などの保護、監視活動を進めます。
- 「千曲市版レッドデータブック」や、身近な自然ガイドブックを活用した観察会、環境学習会等を開催します。

(2) 千曲川の保全・活用

- 千曲川流域市町村や関係団体と連携し、水辺環境の保全と活用に取り組みます。
- 学校や環境団体と連携し、国土交通省と市で整備した「水辺の楽校」などを活用した環境教育を進めます。
- 河川の浄化やオオヨシキリなどの鳥類を保護するため、ヨシ原やヤナギ類など河畔林の復活を進めます。
- 泳ぎたいと思う千曲川をとり戻すため、公共下水道の接続率アップなど適正な排水処理を普及します。
- せぎ浚いやごみゼロ運動、千曲川クリーン作戦など、市民、事業者が率先して行う地域の環境活動に取り組みます。

5-2-2 さまざまな生き物と共生できる環境をつくる

(1) 希少生物保護の推進

- 「千曲市版レッドデータブック」を基に、専門家や市民グループと連携し、希少な生物の保護活動を進めます。
- アレチウリ、オオクチバス、コクチバスなど特定外来生物を駆除するため、千曲川クリーン作戦などの市民主体の駆除活動を積極的に進めます。
- ホタルの保護活動など、ホタルの住める環境整備を進めます。
- 在来淡水魚の生息環境の整備を図ります。

(2) 生物多様性の保全

- 生き物の保護活動にあたっては、生物多様性の保全を重視した活動を進めます。

5-3【景観形成】景観の美しいまちをつくる

稲荷山重要伝統的建造物群保存地区などの歴史の面影をとどめる町並み、名勝「姨捨（田毎の月）」や重要文化的景観「姨捨の棚田」、日本一の「あんずの里」の農村景観など、地域の個性が生かされた景観の保全・創造を目指します。

【a 現状と課題】

- ・空き缶のポイ捨てや山間地・河川などでの粗大ごみの不法投棄が後を絶たず、景観を阻害しており、ごみゼロ運動や河川一斉清掃など美化運動の取組強化が求められています。
- ・「景観計画」に基づき「姨捨の棚田」「稲荷山重要伝統的建造物群保存地区」「あんずの里」などの自然や地域特性に優れた景観の保全と活用が必要です。
- ・稲荷山地区などの歴史的町並み景観が空き家や建替えなどにより、歴史的な面影が失われてきています。
- ・電柱・街路灯や屋外広告物によって雑然とした景観となっている町並みの修景や、まとまりある景観形成が求められています。
- ・地域の特性に応じた景観形成が求められています。

【b 達成方針実現の姿】

- ・市民の景観意識が高まり、市民と行政の協働による景観形成への取組が活発に行われています。
- ・地域の特色を生かした景観が形成されています。
- ・歴史的な面影をとどめる町並みが形成されています。
- ・「稲荷山重要伝統的建造物群保存地区」「姨捨の棚田」「あんずの里」を中心に都市住民との交流が行われ、地域がいきいきしています。

【d 施策の基本方針】

- 「景観計画」に基づき景観の保全、育成、創出を推進します。
- 景観資源などの調査・検討を行い、地域を主体とする美しい町並みの形成を進めます。
- 景観形成住民協定運営委員会など市民主体の景観形成活動に対して、必要な支援制度の調査研究を進めます。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・市内一斉の美化運動に参加する。
- ・まちづくり、景観の保全・形成に積極的に努める。
- ・景観形成や景観の美しいまちづくり事業に参加・協力する。

◎市（行政）

- ・「景観計画」に基づき良好な景観を保全する。
- ・景観保全のための助成制度を確立する。
- ・歴史的建造物の調査を実施する。

【 f 施策の項目・内容】

5-3-1 歴史や文化を感じる景観を形成する★

(1) 歴史的町並みの調査・保存とその活用（総合戦略4-3①）

- 歴史的町並みの環境整備を進めます。
- 電柱など占用物件が景観に与える影響を最小化するよう努めます。
- 標識や広告物など、景観に及ぼす影響について調査・検討を進めます。

5-3-2 地域の特性を生かした良好な景観をつくる

(1) 市街地景観の形成促進

- 無電柱化の整備について調査・検討を進めます。
- 秩序ある開発と良好な生活環境を確保するため、一定規模以上の建築物や土地の形質変更などについて、適切な指導を行います。

(2) 農村景観の形成促進

- 「姨捨の棚田」や「あんずの里」など、地域の特色ある農村地区を保全しながらまちづくりを進めます。

(3) 地域との協働による景観形成の促進

- 「景観計画」に基づく市民への情報提供・啓発活動の実施、組織立上げなどに際して技術的支援や活動助成を行います。
- 景観形成住民協定の締結や景観形成市民団体の設立を支援します。
- 市民と協力し、屋外広告物禁止物件の一斉点検を実施します。
- 「千曲市景観計画（概要版）」などを活用し、景観形成の啓発に努めます。
- 「歴史的風致維持向上計画」を推進します。

5-4 【食文化】郷土料理を伝えていく

肥沃な土地のもと米と小麦の二毛作が根付いたことにより、「粉もん」を利用した「やしようま」「おやき」「おとうじ」「うどん」などの古くから伝わる郷土色豊かな食文化の伝承を支援していきます。また、特産品を活用した料理など地域ならではの取り組みの支援を行います。

【a 現状と課題】

- ・地域の伝統行事や家庭の慶事・弔事などの時に各家庭で作られていた「おとうじ」などの郷土料理や、各家庭で古くから作られていた「おやき」などの地域の知恵が生み出した郷土料理があまり作られなくなっています。
- ・郷土料理や特産品を残し、伝えようとする気運を高め、活動を広げることが求められます。
- ・郷土料理や特産品を残すにあたり、地域の食文化伝承活動団体支援を行っています。

【b 達成方針実現の姿】

- ・地域の伝統行事などで食べられていた郷土料理が地域や家庭に伝えられています。
- ・季節の食材を使った郷土料理が各家庭で伝えられています。
- ・郷土料理が名物として飲食店などで提供されています。

【d 施策の基本方針】

- 地域の伝統行事などとともに、つながりや由来のある郷土料理を伝えます。
- 特産品の栽培支援を行います。
- 郷土料理の調理方法を実践する市民や団体の支援を行います。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民

- ・郷土料理や、特産品を使った料理づくりを伝承する。
- ・地域に伝わる季節の行事食の保護・伝承に努める。

◎事業者

- ・郷土料理を名物として提供する。

- ・特産品を活用した商品として販売する。

◎市（行政）

- ・郷土料理の調理講習会や伝統的作物の栽培を行う市民や団体の活動を支援する。
- ・郷土料理等の保護・伝承に対する農業者や関係者の連携を支援する。

【 f 施策の項目・内容】

5-4-1 郷土色豊かな料理を伝えていく

（1）郷土料理の伝承

- 特産品を郷土料理の材料として地域での消費を進めます。
- 農業者や関係者と連携し特産品や郷土料理など保護・伝承を支援します。
- 市民や食文化伝承活動団体を支援します。

5-5 【伝統文化】伝統行事や民話などを楽しみ、次代に伝承する

地域に伝わる祭りなど伝統行事への参加や民話などに親しむ環境を整えるとともに、地域の伝統文化を次世代へ継承するため、自治会又は保存会などと行政が協力し、誇りと愛着がもてる地域づくりを進めます。

【a 現状と課題】

- ・市内の各地域には、重要無形民俗文化財「雨宮の神事芸能」をはじめ、神楽や祭りなど貴重な伝統行事があります。
- ・伝統行事も、一部では後継者不足により中断されている行事も少なくありませんが、地域の世代を超えた交流を図るうえでも大切に次代に伝承する必要があります。
- ・民話などは、すでに忘れられようとしているものが多く、次代に語り伝えることが難しくなっているのが現状です。伝承されている民話を十分に調査し、大切に次代に伝えていく必要があります。

【b 達成方針実現の姿】

- ・各地区で、伝統行事が毎年行われ、世代や地域を超えた交流が盛んに行われています。
- ・民話や民謡が、再び大人から子どもたちに伝えられ、地域に愛着を持った子どもたちがはぐくまれています。

【d 施策の基本方針】

- 伝統行事や民話・民謡などの調査と伝承活動を推進します。
- 地域の伝統行事を継承する伝承活動を支援します。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・地域の伝統行事の伝承に積極的に参加する。
- ・地域の民話や民謡を伝承する活動を行う。

◎市（行政）

- ・伝統行事や民話などの調査や普及を図る。

【 f 施策の項目・内容】

5-5-1 地域の伝統行事を継承する

(1) 伝統行事の調査

- 地域に残る伝統行事の調査を市民の協力を得て行います。
- 重要無形民俗文化財「雨宮の神事芸能」記録映像を作成します。

(2) 伝承活動の推進

- 伝統行事の伝承活動を支援します。

5-5-2 地域の民話などを伝承する

(1) 民話・民謡などの調査

- 地域に残る民話や民謡などの調査を市民の協力を得て行います。

(2) 伝承活動の推進

- 地域の民話や民謡などの保存と伝承活動を支援します。

第6章 協働で創る、市民主体の住みたい住み続けたいまち

本市で育まれてきた産業、雇用、子育て、福祉、健康、安全・安心、文化、歴史などは、日々の暮らしやすさとともに、本市の魅力を培うものでもあります。また、こうした本市の総合力を将来にわたって保ち続けるためには、行政のみならず、市民をはじめ、企業、NPO、ボランティアなど多彩な市民の力が不可欠です。

このため、市民と行政で情報を共有・活用し、一緒になって考え、役割を分担しながら、行動するまちづくりを進めます。

また、広域的な課題は近隣自治体や広域行政圏との連携・協力を進めるとともに、公共施設の適正配置や行政の効率化、財政の健全化に努め、今よりもっと住みやすく、いきいきと生活できるまちづくりを進めます。

6-1 【市民協働・市民交流】市民と行政が協働する地域社会をつくる

市民と行政の情報の共有化を図り、各種施策の立案・実施・評価などに多様な手法を用いて市民が参画できる機会を充実させるとともに、区・自治会や市民活動団体、NPO、ボランティアなど、多様な主体による地域づくり・交流活動を支援し、市民と行政による協働のまちづくりを進めます。

【a 現状と課題】

- ・「まちづくり基本条例」は、市民、議会、行政の役割が明記されており、それぞれが条例の趣旨に則り行動していくことが求められています。
- ・地域では、少子高齢化や若者の流出による人口減少、生活圏の拡大や価値観の多様化にともない、コミュニティ活動への関心の薄れや参加意欲の低下とともに後継者・担い手不足が懸念され、地域コミュニティ活動の持続への不安が生じています。また、地域課題やニーズが多様化・複雑化し、地域のみで対応することが困難になっています。
- ・このような中で、自らの地域のことは自らの意思で決定し、その権限・財源と責任も自らが持つ、真に自立した「住民自治」の確立を図るには、「地域内分権」などの新たな体制づくりとともに、地域住民の「自治意識」が醸成していることが必要です。
- ・「自治意識」の醸成に向け、地域と行政による協働の観点で「地域づくり計画」制度を見直し取り組んできましたが、意識の醸成までには至っていません。地域の困りごとは地域の力で解決する枠組みとしての確立に向け、引き続き、「地域づくり計画」制度の改善、充実を図っていくことが求められています。
- ・市民活動団体（NPOやボランティア団体など）においては、自らが持つ専門性・機動性を発揮し、多くの市民の理解と参画を得ながら、まちづくりに向けた「新しい公共」の分野

の活動へも拡大しつつありますが、財政基盤の充実や人材の育成が課題となっており、これらの課題解決に向けた支援が求められています。

- ・市民交流をはじめ姉妹都市などとの都市間相互の交流を拡大・活発化させ、信頼と友好関係を深めながら人と人、文化のふれあいなどを通じ、人づくり・まちづくりにつなげていくことが重要です。
- ・「行政情報」は、市報やホームページ、テレビ・新聞等のマスメディアなどにより周知を図っていますが、印刷媒体である広報紙は多くの市民に読まれているものの、月刊紙のため情報の即時性と情報掲載量には限界があります。
- ・行政は、あらゆる情報媒体を駆使し、市民が「必要なときに必要な情報」を入手しやすい環境を整備する必要があります。また、市民の側も「情報は与えられるもの」ではなく「自ら収集するもの」という意識を持つことが求められています。

【b 達成方針実現の姿】

- ・「まちづくり基本条例」の主旨に則り、市民、議会、行政が情報を共有し、積極的な市民参画と協働のまちづくりによって市民主体の市政が行われています。
- ・市の政策形成や評価への参画が促進されるなど、双方向で活発なコミュニケーションが展開され、まちづくりに活かされています。
- ・協働のまちづくりの定着が図られることで自治意識が高まり、自主的・自立的な「地域づくり」が展開されています。
- ・市民活動団体（NPOやボランティア団体など）の主体的な公益活動が充実し、行政サービスとともに地域の暮らしを支える「新しい公共」がより一層育っています。
- ・市民同士の交流や都市間交流が活発に行われることで、まちづくりに対する意識と参加の拡大につながっています。
- ・デジタル化された市刊行物など、市民が活用しやすいよう行政情報が整理され、必要なときに、手軽に情報を得ることができます。

【d 施策の基本方針】

- 「まちづくり基本条例」に基づく情報の共有を積極的に進め、市民と行政が一緒に考え一緒に行動する協働のまちづくりの浸透を図ります。
- 「協働のまちづくり指針」に沿った行動計画に基づき、市民とともに実践していきます。
- 協働の理念による新たな地域づくり計画への改善と定着により自治意識の醸成に努めます。
- 市民交流、都市間交流を活発化させ、こころのつながりや、人と人とのあたたかな触れ合いに満ちたまちづくりを進めます。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・ 市政への関心を高め、行政情報を積極的に取得する。
- ・ まちづくり懇談会やホームページなどを通じて提案や意見を寄せる。
- ・ 審議会など市の政策形成や評価の場に参画する。
- ・ 地域の一員として、行事や会議などに積極的に参加し、「地域づくり」に向けた活動に取り組む。
- ・ 市民活動団体などによる公益活動に参加する。
- ・ 市民交流・都市間交流を主体的に企画・立案し、積極的に参加する。

◎市（行政）

- ・ 「まちづくり基本条例」における市の役割に対する検証を行い、結果に基づき必要な措置を講ずる。
- ・ 市民が主体的に「地域づくり」活動に取り組めるよう、市民との協働のまちづくりを進める。
- ・ 地域の暮らしをめぐる困りごとを地域力で解決する枠組み（地域づくり計画）の確立を図りながら、担い手育成も含めた地域活動の強化を支援する。
- ・ 市民活動団体の公益活動及び市民主体の交流事業等に対し支援する。
- ・ 市民とのコミュニケーションが深められる機会を充実する。
- ・ 情報のデジタル化など広報媒体を充実し、積極的に行政情報を提供する。

【f 施策の項目・内容】

6-1-1 市民参画と協働のまちづくりを進める

(1) 市民参画と協働の推進

- 市民も公共サービスの担い手となる「新しい公共」の取組を進めます。
- 「まちづくり基本条例」に沿い、市民と行政が役割を分担しながら一緒に考え一緒に行動する市民参画と協働のまちづくりを進めます。そのためには、「協働のまちづくり指針・行動計画」を市民と行政双方において浸透を図ります。

(2) 市民と行政の情報共有化の促進

- 「まちづくり基本条例」に基づき、審議会などを原則公開とするとともに、行政情報を積極的に公開します。
- 地域課題の解決に向け、市民と行政が課題を共有し合えるよう積極的かつ効果的な情報提供に努めます。
- ホームページの充実や行政情報のデジタル化をさらに進めるとともに、情報技術の進展による新たな媒体を組み合わせ、市民の市政への関心を高めます。
- 千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づき、市保有文書その他の記録の公開の適正な運用を図ります。

6-1-2 市民の主体的な「地域づくり」活動を広める

(1) 多様な地域づくり主体の育成

- 市民活動団体（NPO・ボランティア団体など）を育成し、公益的な活動を支援します。
- 市民による公益的な活動を担うリーダーの発掘と育成に努めます。

(2) 市民の主体的な取組の支援

- 「地域づくり計画」制度を協働の理念に沿った仕組みの中で定着が図られるよう見直しを行い、広範な市民の参画による地域の主体的なまちづくりを育てます。
- 地域の取組を支援する職員のパートナーシップ制度を充実・強化します。
- 地域の課題を解決するための組織として、区・自治会の枠にとらわれない新たな単位としての体制確立に向けた機運を高めます。
- 各種イベント・スポーツ・文化・産業活動など多彩な市民交流・都市間交流を支援します。

6-2【行政経営】将来にわたり持続可能な行財政運営を進める

自主財源を涵養するための施策を推進するほか、開かれた信頼される行財政運営を進めるとともに、簡素で効率的な市政の実現をめざし、行財政改革に取り組みます。

【a 現状と課題】

- ・平成30年度をもって合併特例期間が終了することから、簡素で効率的な自治体経営が求められ、市では、「行政改革大綱」や「公共施設等総合管理計画」に沿って事務事業の見直しや、組織の見直しによる簡素で効率的な組織機構の構築とともに、専門性の高い職員の育成、民間委託の推進、公共施設再編の取組など行財政改革を推進していますが、今後、これらの改革を一層推進し将来にわたって持続可能な行財政基盤を確立することが不可欠です。

【b 達成方針実現の姿】

- ・行財政基盤の強化が図られ、魅力あるまちづくりを展開する力が蓄えられています。
- ・簡素で効率的な組織機構が構築され、企画力・職務遂行能力の高い職員により、創意と工夫にあふれた施策が遂行されています。
- ・指定管理者制度の導入など民間経営のノウハウが行政運営に活かされています。
- ・発生主義・複式簿記といった企業会計的手法を取り入れた「新地方公会計制度」の導入により、資産・債務などのストック情報や減価償却費なども含むフルコストでの情報を明らかにすることにより、資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効活用することで行財政の効率化・適正化が図られています。

【d 施策の基本方針】

- 自主財源の涵養を図るとともに、行財政改革を推進し、持続可能な行財政基盤を確立します。
- 効率的で、創意工夫が発揮でき成果が表れるような組織機構の構築を進めるとともに、企画力・職務遂行能力のある職員を育成します。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・行財政改革について理解と協力をする。

◎市（行政）

- ・行財政改革を推進し、持続可能な行財政基盤を確立する。
- ・簡素で効率的な組織機構の構築と職員の企画力・職務遂行能力の向上を図る。

【 f 施策の項目・内容】

6-2-1 簡素で効率的な市政を目指す★

(1) 効率的な行財政の運営

- 時代のニーズに対応した簡素で効率的な組織機構を構築します。
- 職員の企画力・職務遂行能力の向上を図ります。
- 民間委託の拡充、指定管理者制度の拡大などにより、スリムで効率的な行財政運営を図ります。
- 事務事業の改善に向け、PDCAサイクルに基づく行政評価（施策・事務事業）の仕組みを構築し、成果重視の行財政運営を推進します。

(2) 行財政改革の推進

- 「第4次行政改革大綱・特別対策プラン」に基づく行財政改革を推進し、長期的かつ持続可能な健全財政を堅持します。
- 安定した財政基盤を確立するため、自主財源の涵養施策の推進と、市税などの収納率向上を図ります。
- 職員定員管理適正化計画に基づき、職員数の適正化を図り人件費の抑制を進めます。

(3) 公共施設及びインフラの更新・統廃合・長寿命化の推進

- 公共施設等の老朽化にともなう更新等を見据え、将来の財政的負担の軽減や平準化を図るため、長期的視点に立った計画的な公共施設の更新・統廃合・長寿命化を推進します。
(総合戦略4-4)
- 未利用土地など活用見込のない公有財産について、積極的な処分や貸付に努めます。

6-3 【広域行政】近隣広域行政圏、国・県との連携を進める

広域連合や一部事務組合で実施している共同事務のほか、新たに広域化が必要な事務や広域的課題については、国や県、広域行政圏、関係市町村などと連携・協調を図りながら推進に努めます。

【a 現状と課題】

- ・交通基盤の整備などにより、市民の日常生活圏は、行政区域を越えて拡大するとともに、解決すべき行政課題も、市町村の枠を越えてきています。
- ・加えて、価値観の多様化、行政に対するニーズの高度化などにより、行政サービスの一層の専門化や高度化が求められています。
- ・このような状況に適切に対応するためには、広域的な視点から連携・調整し、近隣市町村で共通する事務は共同処理するなど、効率的な行財政運営を行うとともに、地域の特性を生かした機能の分担を図りながら、広域市町村圏の一体的な発展を目指す必要があります。
- ・千曲市ほか9市町村で構成する「長野広域連合」では、特別養護老人ホームなどの運営、介護認定審査や広域的なゴミ処理対策を、「千曲衛生施設組合」ほか3つの一部事務組合では、し尿・ごみ処理、消防業務を広域的に処理するなど、各分野において成果をあげています。加えて、「長野県地方税滞納整理機構」や長野市を連携中枢都市とする連携中枢都市圏構想による相乗効果で圏域全体の課題解決を図っていくことが求められます。
- ・創意あふれる地域づくりの展開にあたっては、国・県・関係諸機関との連携を強化し、適切な支援と事業の実施を求めていく必要があります。

【b 達成方針実現の姿】

- ・長野広域連合を中心に近隣市町村が連携し、広域的な行財政課題に効率的かつ効果的に対応しています。
- ・連携中枢都市圏構想など広域的な交通政策やまちづくりが、地域の産業や観光の魅力を一層高めています。
- ・近隣市町村の体育・文化施設などの公共施設が気軽に利用できるようになっています。
- ・国、県、関係機関との連携によって、効率的に事業が執行されています。

【d 施策の基本方針】

- 近隣市町村との一体的な発展をめざし、事務事業の共同処理・施設の広域的利用などを通

じて、行政の効率化を図ります。

- 国・県・関係機関との連携により、地域の発展に必要な公共事業を促進させます。
- 連携においては、千曲市が持つ強みを発揮しながら推進します。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎市民・事業者等

- ・広域的な行政運営に対し理解と協力をする。
- ・広域的なイベントに参加する
- ・市域を超えた公益的な民間活動を推進する。

◎市（行政）

- ・長野広域連合を軸として事務事業の効率的な運用を確保する。
- ・広域ネットワークの整備、広域的交流の推進を図る。
- ・公共施設の広域的利用を促進する。
- ・国・県・関係機関との連携により、効率的に公共事業を促進させる。
- ・千曲市が持つ強みを発揮し、連携効果を高める。

【 f 施策の項目・内容】

6-3-1 効率的な広域行政を推進する★

(1) 広域行政の強化・充実

- 長野広域連合を軸とした近隣市町村との連携を強化します。
- 事務事業の共同処理による効率的な行財政運営を図ります。
- 図書館や文化施設、体育施設など公共施設の相互利用を促進します。
- 広域的課題に対しては、連携中枢都市圏構想などの新たな制度にも対応するなど、近隣市町村と連携を図りながら取り組みます。(総合戦略4-6①)
- 共同処理、共同利用方式による施設については、設備の充実と利用の拡大を図ります。

6-3-2 国・県との連携・協調によるまちづくりを推進する

(1) 国・県との連携・協調

- 国・県計画と整合を図りながら諸事業を推進します。
- 国・県及び関係機関との連携を強化し、諸施策を推進します。

6-4 【情報コミュニケーション】ICTを活用し、いつでもどこでも快適に情報の入手・発信ができる環境をつくる

多様化・高度化する市民の行政需要に的確に対応するため、「市民にやさしい安心で便利な行政手段の実現」「いつでも、どこでも、わたしでもできる情報利活用の実現」「知りたい、訪れたい、住んでみたいを叶える魅力的な情報発信」「明日の千曲市を支える情報戦略・基盤づくり」の4つを目標に、ICT^{*1}やIoT^{*2}技術を活用した施策を展開し、さまざまな分野における情報化を進めます。

【a 現状と課題】

- ・ 情報通信技術の飛躍的な進歩は、多くの情報をいつでもどこでも容易に入手したり、発信したりすることを可能にし、社会経済構造の変革や市民生活に大きな影響をもたらしています。
- ・ これらの恩恵を市民が等しく享受できるよう、情報通信基盤の整備や市民の情報活用能力の向上など、地域の情報化施策を推進する必要があります。
- ・ 高齢者や障がい者が地域社会に参加するきっかけとなる情報を入手できる環境の整備が求められています。
- ・ 多様化した通信手段を活用した多チャンネルによる情報発信を行っていく必要があります。
- ・ 従来の単方向型ではなく、SNS^{*3}を活用した双方向型コミュニケーションによる情報発信が求められています。
- ・ 情報化の進展にともない、個人情報流出などが社会問題化していることから、個人情報保護・情報セキュリティ対策のさらなる取組が求められています。

【b 達成方針実現の姿】

- ・ スマートデバイス^{*4}の普及にともない、市内どこでも高速大容量の通信環境が安価に提供されています。
- ・ 市からの情報提供がホームページだけではなく、SNSも活用した複数の情報伝達方法に

※1 ICT

Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

※2 IoT

Internet of Things の略。さまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり、相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※3 SNS

Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・支援するコミュニティ型のウェブサイトやネットサービスのこと。

※4 スマートデバイス

単なる計算処理だけではなく、あらゆる用途に使用可能な多機能端末のこと。スマートフォンやタブレット端末などの総称。

より充実されています。

- ・災害、事故などの情報が機動的に配信されるよう準備されています。また、被災情報などの情報収集手段としてのSNS活用の仕組みができています。
- ・IoT技術の活用により、市民にきめ細かなサービスが提供されています。
- ・地域の観光情報やイベント情報、お店の情報など、あらゆる地域情報が集約され、便利に利用できるインターネットサイト（地域ポータルサイト^{※5}）が稼動しています。
- ・個人情報の流出・漏洩の危険がない、組織の運営や安全安心なシステムの運用がされています。

【d 施策の基本方針】

- いつでも、だれでも必要な地域情報が入手でき、安心してコミュニケーションを図ることができるよう、超高速ブロードバンド^{※6}及びワイヤレス環境の充実と地域内格差の是正、通信コストの低廉化などを進めます。
- 情報を得にくい高齢者や障がい者などに配慮しながら、市民の情報ニーズに対応した積極的な情報提供を行います。
- 市の情報資産を守るために、情報セキュリティへの脅威^{※7}の排除に努めます。
- 「ICT活用ビジョン」に掲げた具体的事業を着実に実行します。

【e 各主体に期待される主な役割】

◎通信事業者

- ・スマートデバイスの通信使用料の低廉化に努める。

◎NPO、ボランティア等

- ・高齢者や障がい者など情報弱者の活用能力支援を行う。

^{※5} 地域の観光情報やイベント情報、お店の情報などを総合的に取り扱うサイトのこと。

^{※6} 電話回線を通じたダイヤルアップ接続のような概ね128kbps以下の速度を持つ「低速な」ナローバンド（狭域帯通信）に替わり、ADSL、CATV、光通信や第3世代（3G）携帯電話などにより、概ね500kbps以上の「高速な」ブロードバンド（広域帯通信）が普及してきた。さらに総務省は、伝送速度が上りと下りの両方ともに30Mbps（30,000kbps）以上の回線を超高速ブロードバンド回線と定義して普及を進めている。

^{※7} 標的型メールやDos攻撃などプログラムが介在し、ネットワーク上で行われる「技術的脅威」、操作ミスによるデータの消失、記憶媒体（パソコン・USBメモリなど）や書類の意図的な持ち出しや紛失、なりすましによる情報漏洩など人が関わる「人的脅威」、地震や火災などによる機器が破損する「物理的脅威」がある。

◎市（行政）

- ・ 情報提供ルールを確立する。
- ・ 高齢者や障がい者に対し、適切な情報の伝達を図る。
- ・ 地域ポータルサイトの充実を支援する。
- ・ 情報セキュリティへの脅威の排除に努める。
- ・ 「ICT活用ビジョン」を推進する。

【f 施策の項目・内容】

6-4-1 いつでもどこにいても「安心」「安全」に情報が入手でき、多様なコミュニケーションを図ることができる

（1）インターネット利用の拡大

- 市民が集まる公共施設等に、利用しやすく安全な公衆無線LANを設置し、市の情報や旅行者への観光情報を提供します。また、災害時には情報インフラとしての活用を図ります。
- 高齢者や障がい者などが年齢や身体的制約に関係なく利用できるよう、使いやすさを意識しながら、提供する情報の充実を図ります。
- 市ホームページやSNSを活用し、多チャンネルによる情報提供を充実します。
- NPOや地域づくり関連団体などと協力しながら構築した地域ポータルサイトがより充実した内容で情報発信できるように支援していきます。
- 情報伝達のペーパーレス化に努めます。

（2）ICTを活用した市民サービスの拡充

- ICT活用ビジョンを推進し、所管課と連携しながらより利便性の高い市民サービスの拡充を図ります。（新規）
- 電子申請・届出システムによるインターネットを活用した各種届出・申請の充実を図り、市民サービスの利便性を高めます。
- IoT技術の研究・導入を図り、効率のかつぎめ細かな市民サービスを実現します。

6-4-2 個人の情報が守られる環境をつくる

（1）情報セキュリティ対策の充実

- 情報セキュリティ指針の遵守・徹底を図ります。
- 継続的なセキュリティ対策の実施に加え、新たなマルウェア^{※8}などの脅威への対策を研究・強化します。
- 情報システムのセキュリティ対策の定期的な監査と評価を行い、実施状況を確認します。

^{※8} 不正かつ有害な動作を行う意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なコードの総称。ウイルス、ワーム、トロイの木馬などがある。